

第四十六回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第七号

昭和三十一年四月二十二日(水曜日)委員会において、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

選挙区に関する小委員

青木 正君 宇野 宗佑君
渡海元三郎君 加賀田 進君
畑 和君

選挙区に関する小委員長

青木 正君

昭和三十一年四月二十二日(水曜日)

午後一時二十四分開議

出席委員

委員長 小泉 純也君
理事青木 正君 理事宇野 宗佑君
理事辻 寛一君 理事渡海元三郎君
理事加賀田 進君 理事島上善五郎君
理事畑 和君

上村千一郎君 押谷 富三君
鍛冶 良作君 久保田円次君
小島 徹三君 大柴 滋夫君
堀 昌雄君 山中日露史君
山下 榮二君

出席國務大臣

自治 大臣 赤澤 正道君

出席府委員

内閣法制局長官 林 修三君

警視總監

(警察庁刑事局長) 日原 正雄君

検事長

(民事局長) 事 平賀 健太君

検事

(刑事局長) 事 竹内 壽平君

自治事務官

(選挙局長) 長野 士郎君

本日の会議に付した案件

小委員会設置並びに小委員及び小委員長選任に関する件

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)

○小泉委員長 これより会議を開きます。

公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

前会に引き続き質疑を行ない、これを質疑の申し出がありますから、これを許します。堀島雄君。

○堀委員 大臣はまだ御就任日が浅いわけであり、すけれども、この公職選挙の問題というのは、実は日本の政治、民主主義の一番基盤をなしている非常に重要な問題を扱うのであります。で、いろいろ過去等にも経緯がございますから、それらの問題を含めて、ひとつ本日は少し本質的な問題についてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

最初に、今回の国会に、現在すでに提案をされておりますところの、別表の一部改正になると思うのであります。が、選挙法の区割りの、定数の問題がかけられております。さらにもう一つ今後法案が予定をされておるようについてお尋ねをいたしたいと思います。そこで伺いをいたしたいのであります。が、選挙法の改正というものはどういふ考え方のもとに行なわれるべきかという根本原則ですね。選挙法を改正するにあつたての政府の心がまえといふ思ひ、これをひとつ伺いをしたいと思ひます。

います。

○赤澤國務大臣 大上段の御質問ですが、私も学問的にお答えはできませんけれども、だが、選挙民が考えてみても、きわめて公正なルールだと見られるような仕組みをつくるのが根本であると思ひます。

○堀委員 憲法の前文に、正当に選挙された国会における代表者を通じて日本国民は政治を行なうんだということが書かれておりますから、私は、ともかくも正当な選挙を行なうというところ、これが一番大事な問題点だと思ひわけです。だが、それを見ても、率直に言つて、実はわれわれは現在正当な選挙が行なわれていないと思ひつゝ、この前選挙制度審議会が設置をされましたが、そういう選挙が腐敗を正したいという政府の意向のもとに、選挙制度審議会が設置をされました。その選挙制度審議会の中で、実はこの間総理が御出席になったときにも触れましたけれども、第一次、第二次を通じて、一番根本的なその腐敗をたす問題点は何かという議論がいろいろとされたわけであり、すけれども、その議論が集約されてまいりましたところ、非常にこの選挙に金がかかると、要するにその金の出どころのほうを規制する以外にはこの腐敗を救うことができないといふのが、実は審議会の一致した意見なんであり、す。そこで前回の第一次の審議会におきまして

非常にこまかに検討をされて、実は答申が出されております。

私は、いまの問題の中で少し政府に伺ひをしておかなければならないことは、その選挙法というものを政府が今日出してまいりますいろいろな手続を含めての処理のしかたにいろいろ問題のある点があると思ひのであります。そこで、その点を少しはつきりさせておきたいと思ひのであります。大臣は現在——いま実は選挙制度審議会が置かれておりません。選挙制度審議会が置かれていないような時期に、何らかの無関係に選挙法の改正をするといふことについて、いまあなたのおっしゃつた、だが、それを見ても問題がない、常識的な問題といふことになるのでしようが、そういうことだけいいかどうか。選挙制度審議会というものを置いてきた経緯、またこれからの置こうとする考え方があれば、私は、当然に選挙制度審議会との関連といふものを政府はこの際明らかにしておく必要があるのではないか、こう考へるわけですね。一つは、選挙制度審議会の答申に基づいた法改正でございます。ところが、もう一つは、選挙制度審議会の答申に基づかざる部分の選挙法改正だと私は理解をしておるわけですね。そこで、政府の側としては、二番目のほうの選挙法改正について、選挙制度審議会をどういふ位置において考へておられるのか、その点をちょっと伺つておきたいと思ひます。

○赤澤國務大臣 御案内のとおり、前

の審議会は任期が切れておりまして、もつとすみやかに第三次の審議会というものは出発させるべきであつたかもしれせんけれども、実は前の審議会の答申というものを尊重した形でいまこの法案が提案されている。これがまだペンディングであるのに、またこの際次の審議会を構成するのめいがかかと思ひますので、実はこれが通過いたしましたら、すみやかに私は次のいろいろな問題についての御審議を願ひなればならぬと思ひます。いまあなたのおっしゃることは、特例法のことではないかと思ひますが、これはたまたまいま審議会の構成ができておりませんけれども、しかしながら、審議会の委員の方々の議論にも出ております。一部はこの中になくはないわけですが、全般にこの前の選挙の経験から、こういうところをもう少し直したら、そういうふうには正す点は、何もあなたが申し上げるような正当な意味の選挙を阻害するものでもないと思ひますので、これを提案に踏み切つておるわけでございます。

○堀委員 いまの答弁については、ちょっと私理解ができないことが多いのです。いま、第二次の審議会が答申をした区割りについて国会でやつていふ間は第三次の審議会が置かないといふことは、私、実は全然理解ができないわけですね。きょう私は少し根本の問題にも触れて議論をいたしたいと思ひておるわけですが、そういうことである

ならば、審議会が第一次で答申をしましたものが実は非常にたくさんあるのですけれども、その中のごく一部だけを取り上げて政府は前回の選挙法の改正をいたしました。しかし、一部ではありまして、これは実は相当広範囲にわたって選挙法の改正を前回は行なつたわけでありまして、ところが、第二次の審議会がその後発足をいたしました、これも実はやはりいろいろな答申をしておられるわけです。その中でやはりごく一部だけを取り上げて、そして処理をしておられるというのが経緯であります。私は、その点は、選挙制度審議会というもののあり方は、政府なりあるいは国会だけでなくて、やはり公正なる第三者によつて選挙法は論議をされ、プランがつくれるのが正当だという国民の世論があると思うのです。だから、その世論の中においてそういうものが設けられてきたと私は理解をしておりますから、政府が、いま法案をやっておるから、それができ上がつてからその次に審議会を開くなどということとは、これは全然理由にもならなければ、非常に問題としておかしいのではないかと。そこで、そうなる前に、ずっと過去の選挙制度調査会以来の問題でありますけれども、実は政府がちょっとやる気度何か調査会なり審議会を置いてやります、いつもこれがだんだんしりつぽみになって、ほったらかしになっておるというの、これまでの長い過去の歴史なんです。しかし、それなら選挙法は現状のままでいいかといえ、根本的に改めなければならぬものが実はたくさんあるわけです。ところが、その中で最も都合のいいようなところだけ

をちよちよつとつまんで直してきたというのが、これまでの政府のやり方であるし、また国会もそれについてそれ以上に出なかつた点があると私は思うのです。われわれは選挙法の改正をここで幾たびか根本的な問題についても提案をしてきましたけれども、実現していないということがあつたわけです。具体的な問題に入ります前に、今後の選挙制度審議会の運営とそれに対する政府の対処のしかたの問題を少し伺つておきたいと思ひます。

法制局長官が何か時間に少し都合があるようですから、先に長官にお伺いをいたしますけれども、選挙制度審議会設置法というのをごさいます。この選挙制度審議会設置法の中で、特別委員の取り扱ひ方について、実は第一次選挙制度審議会以来いろいろと議論が起きておるわけです。その問題を第一に申し上げますと、第一次選挙制度審議会のときに、選挙区制の問題につきまして、第四委員会でしたか、そういう委員会が設けられまして、それに特別委員も参加をしてもらいたいといふ会長意向がありましたが、実は特別委員というものは一応参加をしたわけですが、ところが、各新聞紙で非常にこれがたたかれたわけですから、要するに国会議員である特別委員が、選挙制度審議会の選挙区制等の問題の審議に入るのにはおかしいではないかといつて、同時に議論が起つて、そのために、当時の委員であつた市川房枝さんはその委員会の委員をおやめになつたといふ実は過去の経緯があります。そのことは、やはりこの選挙制度審議会設置法の解釈が、われわれはここでこれを立法した一人でありまされども、や

や一般に理解をされておらない点があるのではないかと。それが果たの選挙制度審議会の中で常に問題になりますので、ちよつとその点を少し明らかにしておきたいのでお伺いをしておきたいのであります。この第四条で、「審議会は、委員三十人以上以内で組織する。特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。」第五條で、「国会議員のうちから任命された特別委員は、国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める具体案の作成に就いては、その調査審議に加わることができない。」こういうふうな規定をされておるわけでありまして、そこで、実はその具体案の作成というもののについては、ある選挙区の名前であるとか、あるいは数であるとか、そういうことは具体案の作成の要素になつてくる。たとえばどここの選挙区を何名にするとか、そういうことは私は具体的な作成に関係があると思ひます。ところが、そうではなくて、その区制なり区割りなり定数の一般的な議論については、これは具体案の作成ではないから、調査審議に加つてよろしいのだ、こういうふうな実は私は理解をしております。その理解の上に立つてこれら問題にする委員会に特別委員の参加を認めたのだと、私は第一次の選挙制度審議会以来理解をしておるわけですが、そこで、選挙区制の問題等についても、第一次、第二次ともわれわれ特別委員が当初は参加をして、それについていろいろ原則的な問題その他については議論ができるわけですが、今度是最終的に審議会として

の具体案が出てきた場合、すでに委員会その他で具体案が出された場合には、今度はその具体案の個々の、そこが多いからいけなかつたとか少ないからいけなかつたといふことは、これは具体案に対する調査審議に入るかもしれない。しかし、具体案の出方について意見を述べ、質問をすることは、私はこの法律から可能であるという解釈を私はしておつたのです。ところが、第二次選挙制度審議会において、そのことについて質問しようといふことで実は私のほうで意見を求めたら、審議会の側では、この法律の趣旨はそうじゃないのだから、質問は困りますといふこと、特別委員は質問できないから、こういう事実があるわけですね。だから私は、論理的に見れば、最初から参加してはいけないといふことになつていゝるなら最後まで参加できないので、それなら話はわかる。しかし、原則論のいろいろの問題について議論をするときには参加を許し、それなら、具体案が作成された後に、具体案をつくつたことについて原則が曲げられておるといふのなら、その原則論の範囲でその質問をし、意見を述べることが、私は法律の範囲の問題だと解釈をしておるのだけれども、これはわれわれ立法者であつた者もそう思つてつくつたのだから、間違いない。その点については、そういう取り扱ひが行なわれておるので、内閣側のこれに関する行政府としての解釈を、もう一べんいまの問題についてひとつお答えをしていただきたいと思ひます。

○林政府委員 第一に、原則的に、実は審議会の議事は、審議会の議事運営によつておきめになることであります。す。審議会において議事運営の進め方、これが第一に原則でできることだと思ひます。したがうして、それを横からとかよく言うのはどうかという問題が第一にございまして、しかし、いま御質問でございまして、私どもこの法文を見た考え方を一応お答えさせていただきますと思ひます。いまの審議会設置法第五條で、「具体案の作成については、その調査審議に加わることができない。」といふことがございまして。この具体案とは何ぞやといふことになるわけでございますが、これは堀先生御承知と思ひますが、二条一項二号で、議員の数の基準及び具体案といふことがございまして。つまり、この具体案といふものは、基準に対応するものとして考えられていゝるものだらうと思ひます。したがうして、これは裏から言へば、特別委員は、委員会であらうと、あるいは審議会の本会議であらうと、基準について調査審議はできる。しかし、具体案については、これは委員会であらうと本会議であらうと、調査審議に加わることとはできない、こういう趣旨だらうと思ひます。したがうして、そこで議題となつてゐるものが、いわゆる基準なりや、具体案なりやといふことによつてきまつてくることとなつてございまして、これはなかなか境界はむずかしい問題があると私は考えます。ただ一般的に言へば、具体案をつくるもとにはやはり基準といふものがあるもので、その基準は基準に違ひないといふことになつてゐます。しかし、いま御質問のような、あるいは私、速記録を見ましたけれども、一番問題になりましたのは、そういう基

準を前提としてすでに具体案がその委員会で作られて、それが審議会の本会議において実案が問題になっている、そういう場合については、やはり具体案の作成についての調査審議ということになるのではなからうか。その場合においていわゆる具体案作成のことは、具体案についての質問じゃないじゃないかという、おっしゃるような議論もあるかも知れませんが、具体案であれば、やはり具体案の調査審議ということに一応なるのじゃなからうか。まさに審議会の会長、あるいは議事運営については、そういうお考えのようでございます。私はあえてそうなるのじゃなからうかという気がいたします。なかなかこの基準と具体案の限界についてむずかしい問題があると思ひますけれども、原則的に申せばそういうことじゃなからうかと思ひます。

○堀委員 そうすると、審議会で基準についてわれわれが意見を述べておりますね、そうして、その具体案の中で基準を曲げたものが出てきますね、その場合、もうそこから先は、要するに基準が曲がっていることについてわれわれは発言ができないということになるならば、これは特別委員であつても委員には相違ないわけでありまして、問題が出てくる。それはどういふことかと言いますと、今回のこのアンパランスの是正の問題というのは、過去にもいろいろ経緯もありましたけれども、要するに、前回の第一次審議会においては、アンパランスの是正なんですから、アンパランスの是正という

ことは、多いところを人をふやして、少ないところを減らすということなんですね。これは一つも増員というわけでもない問題で提起されてないのです。定数の是正なんです。だから、増員をしないという原則で基準がきまつたのならば、私は何もそれについてあとで質問をしたり意見を述べる必要はないと思ひます。しかし、結果として出てきたものは、十九名増、一名減ということは、これは定数の是正という表現があつても、まさに増員と見てもいいわけですね。一名は減になりまして、五名動かし、十五名ふやして十名減らす、結果としては五名増員になりましたというふうなことは、アンパランスの是正ということに該当すると思ひますけれども、十九名ふやして一名減らすというのには、どうしてもこの場合、アンパランスの是正というにしては、やや問題がある。これは基準の問題ですね。要するに、初めにきまつた基準が審議会の内部において基準どおりにいかなくても、それについてはあとで発言ができないけれども、初めに基準についてものを言つたつて、意味がないということになるわけですね。これはそういうことに理解をされるのなら、むしろ選挙制度審議会設置法を私は改めるべきだと思ひます。

この中でもう一つ改めなければならぬと思ひますのは、これは実はいまの運営では書き方がかけ離れておるのです。なぜかと言つて、「特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる」ということになつておるのです。この立法はそ

うですが、実質は、必要があるときに置いているのではなくて、初めから置いているわけですね。それからいまの第五條の第二項の問題があつて、第四項は、「特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする」となつておる。だから、この立法は、その当時われわれも議論をしましたが、非常に特定された、その委員会の審議の中における特定の事項について特別委員を任命するといふ趣旨が書かれておるわけですね。しかし、運営の中では現在はそのういふことにはなつていないのです。初めから全部一律に任命して、その後までそうなつておるわけですね。すると、いまの実態のほうがわれわれには必要だと思ひます。なぜかと言つと、やはり当事者である者の意見をその場で反映しておかないと、選挙なるものはなかなか問題があるものでありますから、私もその当事者の意見どおりにしようといふことではありませぬけれども、当事者の意見をこの審議会の中で反映するのは、私は当然だと思ひます。そうすると、こういうふうなきまつて特定のもののだけにしよるということになるから、いまのような問題が出てくるのではないか、こういうふうな感じがするわけですね。ですから、いまのあなたの解釈がもしそういうことであるならば、これはもう法律のほうから書き直さなければ、いまのようなかっこうの運営ができないほうが正当なものになつてしまふ、こう思ひます。

そこで大臣にお伺いをいたしますけれども、この選挙制度審議会設置法に

ついては、まだほかに問題があるわけですね。一つは、委員の任期を一年と定めておる。初めはこれは二年だったところから二年ということになると答申の出るの時間がかるだらうといふこと、実は一年ということになつた。一年といふことになつたので、見えておりますと、そのときそのときの御都合でしよつちうちよん切れて、問があつたといふことに、現在の運営の仕方はなつておるわけですね。だから、こゝう考へてくるならば、選挙制度審議会の委員の任期は、一年といふのは問題がある。過去の例をちよつと調べてみましたけれども、第一次の選挙制度審議会といふのは、三十六年六月十六日に任命をされまして、最終の総会はこの二月二十六日に終わつておる。このときは六カ月間なんです。その間非常に皆さん御熱心な議論をされて、非常に詳しい答申が実は出された。第二次審議会については、これはもつてのほかに、審議会にできた、まず先に答申が出てからという、あまり早くで、おそろしく配慮がされた。一体、議論もしないで先に公聴会を開くなんていうルールは、私もこの政治の世界に来てあまり長くはありませんが、大体ないと思ひます。問題が提起されて一番最初が公聴会だなんて、審議会の皆さんの意見も何もないときに公聴会を開くなんていうことは、取り扱い上おかしかつたけれども、そういう経緯があつて、そうしてぼつぼつと、四月ごろからですか、問題が始まつた、こゝういふ経緯になつておるわけですね。そしてそのまんな中に夏休みがあつて、

九月になつたらとたんに、急げということ、たいへんピッチを上げて、そして十一月選挙に間に合わせるのだ、十月十五日に総会を開いて答申をしよ、こゝういふ経緯で、そしてそのあとは十二月二十日かまで終わりになつて今日までおつたといふことになつた。この選挙制度審議会設置法の第二條第二項に「審議会は、前項各号に掲げる事項に關し、自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を申し出ることが出来る」といふことになつておるのですから、審議会といふものは、政府が諮問したものだけに限らず、これら必要な事項については常時検討を進め、政府に答申をしたけれども、それを取り上げなかつた場合には、それについてどういふ点で取り上げなかつたといふことに基づいてさらにまた審議を継続して、常時、選挙制度審議会が公正な審議が行なわれるような条件に置くべきではないかといふような考へもあるわけですね。

○赤澤國務大臣 任期を長くするのはいいという判断に立てば当然法改正も

いたしますが、先ほどの堀委員の議論をいろいろ承って感ずることであります。ただ、選挙というものは、審議会の審議の内容の進行度合いにかかわらず、衆議院というものは解散いたしますし、また地方選挙もばらばらであるわけでございますので、そういった面から見れば何かそぐわないものがあるという感じも受けることになるかと思ひますが、しかし、それはそれ、これはこれと考えております。ただ、審議会自体の性格その他運用のしかたにつきましては、堀委員のおっしゃることは私もよく理解できますので、検討いたしたいと考えております。

○堀委員 実はいまおっしゃったように、非常に忙しい人が多いのです。ところが、政府の都合でここからこまの間に審議会を開いて答申をしていくとかいうことになりまして、これは率直に言ひまして非常に皆さん迷惑だと思つております。ですから、長い期間に常時やっておいていただければ、そうしたらその次のときに間に合うものだけが法律にされていくということであつていいはずであつて、その点はやはり審議会運営のしかたにももちろん問題があります。同時に、任期が一年という問題も、率直に言ひまして、これは実は非常に問題があるわけでございます。そこらにはひとつ検討をして、設置法につきましては、そのほかまだ答申の出ている問題もありますから、ひとつ御検討いただきたい。

そこで、ちょっと当面の問題として、実は前回の第一次の審議会の答申の中で、来たるべき参議院選挙等においてきわめて重要な問題で、まだ依然として残されておる問題が一つある。

か、いろいろな問題について御検討を願わなければいけないと考えております。ただ、選挙というものは、審議会の審議の内容の進行度合いにかかわらず、衆議院というものは解散いたしますし、また地方選挙もばらばらであるわけでございますので、そういった面から見れば何かそぐわないものがあるという感じも受けることになるかと思ひますが、しかし、それはそれ、これはこれと考えております。ただ、審議会自体の性格その他運用のしかたにつきましては、堀委員のおっしゃることは私もよく理解できますので、検討いたしたいと考えております。

○堀委員 実はいまおっしゃったように、非常に忙しい人が多いのです。ところが、政府の都合でここからこまの間に審議会を開いて答申をしていくとかいうことになりまして、これは率直に言ひまして非常に皆さん迷惑だと思つております。ですから、長い期間に常時やっておいていただければ、そうしたらその次のときに間に合うものだけが法律にされていくということであつていいはずであつて、その点はやはり審議会運営のしかたにももちろん問題があります。同時に、任期が一年という問題も、率直に言ひまして、これは実は非常に問題があるわけでございます。そこらにはひとつ検討をして、設置法につきましては、そのほかまだ答申の出ている問題もありますから、ひとつ御検討いただきたい。

そこで、ちょっと当面の問題として、実は前回の第一次の審議会の答申の中で、来たるべき参議院選挙等においてきわめて重要な問題で、まだ依然として残されておる問題が一つある。

それは高級公務員の立候補制限の問題であります。前回は、この高級公務員の立候補制限の問題が、形を変えて、政治活動の制限というふうにかうになつておるわけですが、政治活動の制限と高級公務員の立候補制限の問題は、やはりこの前の選挙をやつてみました経緯では、完全に違ふということが非常に明らかになつておるわけですね。そこで、前回の答申の中で、そのようにしていろいろと答申がありながら触れられていないものでかなり重要なものがございます。たとえば、この間からここで宇野委員が非常に詳しく御議論をしておられる住居投票権の問題等につきましても、前回の第一次選挙制度審議会でも、選挙人名簿の合理化等についても答申をいたしておるわけですね。そこで私はこの問題について、この間早川さんに、これはどういふふうになつていきますかと言つたら、さつそく検討をいたしますという答申が実はあつたわけですね。「しかし、なお基本名簿制度にいろいろの不備な点がございます。この機会に、御要望の通り十分再検討いたしまして、世界で最もすぐれた制度にしたい、かように考えておるわけでありまして、かように早川さんが去年答申をしておるわけですね。そこで、この再検討を事務局はしておりますか。大臣が委員会に答えて、再検討しますと言つても、事務局で手を付けていないということになれば、私ども、大臣の答弁なんというものはいいかげんなことだということになる。大臣がここで、やりますと言つたことは、少なくとも事務局は作業をどの程度かやらなければ、大臣なんかここで幾ら答弁したつて何も意味がないということになる。

味がないということになる。

○赤澤国務大臣 ただいま聞きましたところ、一生懸命で検討しておる最中だそうでございますから、いましばらくお待ち願ひいたします。

○堀委員 どういふふうに検討していかうか。検討しているなんということはどうでも言えるので、それじゃ、どういふふうに検討しているか、具体的に検討の経過をひとつ……

○長野政府委員 選挙人名簿につきましては、この前からこの委員会でも御議論もございまして、とりあえず、特例法の法制化の場合、補充選挙人名簿の合理化という問題については一歩前進を加へまして、そしてこれが正確なほんとうに選挙資格を有する人のみが登録されるような改正を整えてまいりたい、これはやがて成案ができる予定でございます。

それからその次の基本選挙人名簿の問題でございますが、これも本来から言ひますと、永久選挙人名簿と申しますか、そういう体制に移行することが一番いいことだといふふうに考えておりますが、いまのところ、そこまで参りますためにはいろいろの準備が必要でございます。この点でまだにわかにはそこまでいけぬのじゃないだろうかというふうな感じがいたすわけでございます。ただし、現在選挙人名簿をつくつておられますところの補充選挙人名簿の問題といたしまして、従来からたまたまおられますところの補充選挙人名簿をそのまま引き写すような、安易な形で基本選挙人名簿ができていくというふうなことは、これは正しいやり方だということになりませんので、具体的な基本選挙人名簿の調製につきま

て、職権調製でございますけれども、その調製のしかたそのものの運営について、わかつておるといへばわかつておるわけでございますけれども、運営の基準その他をいま検討いたしまして、それをまとめたといふことで鋭意やっております中でありまして。

○堀委員 もちろん、いまの問題で永久基本選挙人名簿の問題は、すぐできるといふわけにはいかないでしょうけれども、いまの基本選挙人名簿の作製のいろいろな不備な点を改めるような処置をしておる。いつごろをめどにしてそれを下部におられますか。

○長野政府委員 現在考えておりますのは、今度の特例法の恒久化の問題と関連をいたすわけではございませんけれども、実質上関連もいたしますので、ことしの基本選挙人名簿ができるのが、いわゆる九月十五日現在で調製をいたしまして、十二月二十日に確定をいたすわけでございますが、ことしの基本選挙人名簿の調製に際しまして、その趣旨が徹底するようになつて成案を得たいといふふうに考えております。

○堀委員 そこで、いまの問題はまず第一段階としては現行の制度の定められたように適正に運用するということでは、もちろん再検討の中に入ると思ひますから、それ以上については触れません。

もう一つの高級公務員の立候補制限の問題ですが、これについては自治省として——これは参議院が特にひどいのであつて、衆議院の場合ももちろん多少あります。本年でもかなりたくさん選挙直前にやめられた高級公務員が衆議院に出ておられますが、しかしそ

るのみにしなければならぬとは考えますが、しかし、御案内のとおりに単にこれだけの薄っぺらなものですから、たとえばこれからいろいろな御質問が徴に入り紐をうがってあるかもしれない、せんけれども、法案でまとめようとい

たしますれば、實際、もうひとつ検討をしてもらわなければなかなか結論の出にくいような、ただ方向を示唆した

にすぎないようなものもあるわけなんです。しかも、その中に大事なものがあるわけなんです。ですから私どもと

しては、もうすぐまた次の審議会が出席するわけですから、この各項について法案化しにくいものについては、これが一体どうなんだというところまで

もう少し掘り下げてやっていただかなければならぬと考えております。それから、いまおっしゃったことは、この

前の選挙にかんがみまして、常識的にこれは恒久化するべきものであるかどうか、若干やりだしたわけで、何も特に思いつきで中つたものがあるとは私は

○堀委員 表現は必ずしも適切ではなかつたかもしれませんが、要するに

体系的に、選挙制度審議会で答申をされたものの中からやるということと、そうでない角度から入ってきておるも

のとおるわけですね。いまの皆さんの論議をされておる中にありますから。実はいまあなたが薄っぺらいとおっしゃるまゝに、第二次選挙制度審議会と

いさしたか。第二、選挙権廃止論会というのは、薄っぺらにならざるを得なかった情勢があるわけなんです。あなたの方のほうで最初に公聴会をやって、

そうして、ともかく初めには審議会を
スローダウンしておいて、九月の十五
日ごろから一カ月間に、十月十五日に

答申をしてくれと要望すれば、これは薄っぺらくなるのがあたりまえで、薄っぺらくならないようにやりなさいということをお前はここで言っておるわけですね。第一次選挙制度審議会の答申は実は薄っぺらくないんですよ。少なくとも六カ月、皆さんが十分御努力をなすから、きわめて多岐にわたって、きわめて具体的な答申が出てくるわけですね。だから、この薄っぺらいのはどうかと言われるのは政府の責任であって、その点は審議会側には問題がない。あの時間の中で出せと言うほうが無理であって、その点については逆に政府側が反省をしなければならぬと思うのであります。

そこで、その答申の内容のことについてはいいいすけれども、要するにそういうふうな、今度の改正法だけじゃなくて、私どもはもっとやらなければならぬものがたくさんあると思つてゐるんです、率直に言ひまして。この前の審議会の答申の中で残つておるものについてもあります。これは与党の方でも、同じお考えがある方があるかと思ひますけれども、今度の答申の中で特に考えておかなければならぬものは、「議員定数の不均衡は正のため、恒久的な組織の設置」ということが答申をされておりますね。そしてこの中で参議院の地方区の不均衡は正の問題、これは第一次選挙制度審議会以来取り上げられております。ところが、いまのようなやり方をしておりますと、参議院の区割りの問題というのはなかなかいかないわけです。だからこそ私がさっきも申し上げたように、一貫したものの中でそういう作業が行なわれておれば、今度の参議院選挙の場合

でも、あるいは定数は正に合つておつたかもしれない。この前の参議院選挙のときにすでに議論が出されておりますから。そういう形でここでは参議院の定数不均衡は正の問題が取り上げられ、その不均衡は正のための恒久的な組織の設置についても意見が出ておりますが、こういうふうな問題について、率直に言ひますと、今回は触れられておらないわけでありまして。その他の問題、こまかいことを一々申し上げませんけれども、いろいろあるわけですね。

そこで私が申し上げたいのは、ともかく今回お出しになる法案について、私はこの際——これはあとからいろいろと煮詰めた議論はされると思ひますけれども、閣議決定をされるに際しましては特例法の範囲にとどめていただいて、その他については、同じものをお出しになつてもけっこうですけれども、それは臨時特例としてひとつ切り離して出していただくならば、われわれもそれについて、十分参加をしてやつていきたいと思いますけれども、要するにいまやる選挙法改正というものはこれだけしかないのかということになりまして、これはやや問題が残ると思ふ。やるべきことがあるのかかわらず、ごく限られたものだけ選挙法改正として出してくる。特例法の分はやむを得ません。しかし、それ以外のものについてはそういう考え方を私どもは持つておるということを明らかにして、閣議決定においての取り扱い等についてひとつ御検討をいただきたいということをお願いしておきます。答弁はけっこうです。

その次に——警察庁、来ておられますね。この前の宇野委員の御質疑の中でもいろいろ問題になつておるのですけれども、住所詐称といふことが詐偽登録、これは公職選挙法二百三十六条に「詐偽の方法をもつて選挙人名簿に登録された者又は第五十条第一項の場合において虚偽の宣言をした者は、二千五百円以下の罰金に処する」という規定がございますね。その次に、二百三十七条は、「選挙人でない者が投票をしたときは、一年以下の禁錮又は一万五千元以下の罰金に処する」といふふうになつていて、まだあとあります。が、こういう選挙違反ですね。古いことはおわかりでないでしょうが、最近に違反としてあげられた事実があります。すでしようか。

○日原政府委員 犯罪の統計をとつております関係では、二百三十六条と二百三十七条と二百三十七条の二と一緒になつておりますが、要するに詐偽登録、詐偽投票等の検挙ということでその件数を申し上げますと、昭和三十五年の衆議院選挙のときに四十二件、三十五年の衆議院選挙のときに四十二件、昭和三十七年の参議院選挙で七十一件、八十六人、それから昨年の地方選挙のときに二百八十五件、四百十三人、三十八年の衆議院選挙で七件、八人ということになっております。

○堀委員 いろいろ古いこともありますが、一々おわかりにならないかも知れませんが、先般来当委員会が議論になつております、ある選挙を目的として、ある部分の人数が、そのために補充選挙人名簿等に記載をされて、その結果として摘発されたという例がこの中にあるでしょうか。

○日原政府委員 この中にございませう。事例としては、京都、大阪というところにはありますが、全部は個々にわたつて調べておりませんけれども、そういう事例はございます。

○堀委員 その事例が捜査の対象になつたといふことは、そういうことになつた経緯等、わかつておる範囲でちよつと……

○日原政府委員 大阪の事例で申し上げますと、創価学会が、住居地は住吉区で、住吉区の選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されておるというのに、三十七年の六月十六日ごろ——これは三十七年の参議院選挙の場合でございませう。これは前の住居地に住所があると。こういうに事実を偽りまして、西成の選挙管理委員会の補充選挙人名簿に登録申請をした上で、詐偽登録をして投票しようとした。そのほか同じような事実でございませうが、被疑者三名を検挙いたしております。それから京都の事例では、これも全国区の、やはり三十七年の参議院選挙でございませうが、全国区候補者のAの投票を得させる目的で居住の期間が三カ月に満たない出かせぎの土工三名を教唆いたしまして、これは土工建築の夫妻が教唆をいたしたわけでございますが、そうして補充選挙人名簿の登録申請書に虚偽の事実を記載させまして、そして詐偽登録をさせておる。それからやはり選挙権のない土工一名の名義を使ひまして、補充選挙人名簿の登録申請書を偽造して、詐偽登録の上、投票させた。こういう事例につきまして、吉田外六名、これを昭和三十七年六月三十日から七月五日までの間に検挙しております。それからもう一つは、これも京都でございませうが、上京区の選挙管理委員会の補充選挙人名簿に登録されておるのに、三十七年の一月十二日に東山区の選挙管理委員会、それから六月十二日には右京区の選挙管理委員会に対してやはり補充選挙人名簿の登録申請をして、詐偽登録をしたという事例について、被疑者一名を六月二十九日に検挙をいたしております。

○堀委員 いまのお話を聞いておりますと、これは二重に選挙権を行使したということに該当するのでしょうか。

○日原政府委員 その目的とするところが参議院選挙の場合は地方区ですから、区の範囲をわたつても別に何ら効果がないという感じがするのですが、その点と、もう一つは、今後こういう法律の改正等もいろいろあると思ひますけれども、そういうものが摘発されるに至つた端緒、これは私は非常にむづかしいんじゃないかと率直に思つてゐるわけですが、その端緒等については、どういふことが端緒であつたのか。それがわかりまうと、今後われわれとしてもちよつと参考になると思ひます。

○日原政府委員 これはいろいろな場合があると思ひますが、元来選挙権がないのにあるように偽つた場合、それから二重にしておりますが、これは投票前に検挙しておりますので、これも様子はちよつとわかりませんが、いろいろな場合があるかと思ひます。それから端緒はお話のとおり非常にむづかしいわけでございます。一応風評その他のことに基づいて開始するわけはなかなか私どもはほうで確認するのはむづかしいという実情にございませう。

○堀委員　そこで、法律にこういう定めがありますから、もし何らかの端緒をつかむことができるならば、処分はできると思うのですが、現状ではその点が非常に不十分である。そこで、この前いろいろと宇野委員との質疑応答も拝見をいたしましたが、この問題の中にはいろいろと制度上のむずかしい問題がありますね。法務省にきていただいておられますから、この住民登録の問題でありますけれども、住民登録は法務省の所管になっておる関係か、どうも地方自治体としては必ずしもその住民登録法の定めるところによつて処理がされておらない部分があるのではないか。この間選挙局長の話では、都

町村におきましては、たとえば基本選挙人名簿の調製の際にはこれを重要な参考資料にするというようにことで利用しているところが多いのでございませう。そういう関係で、これを他の行政事務に利用しておられる市町村におきましては比較的正確にいておりませう。

民登録というものは日本のいまの国民全体の何割くらいはわりに正確なのかというように点が理解できると非常に参考になります。

○平賀政府委員　ごく大ざっぱな数字でございませうが、全国の市町村の大体七〇％くらいが一年に一回一斉調査をやっております。それから、一斉調査の結果明らかになりました実態と、住民登録の住民票の上にあられておられるところとの不一致、これは多いところ少ないところはあるわけですが、多いところと申しまして、そのうち連つておられます。そのうち住民登録を一番最初に実施いたしました際に、ちやうど国勢調査と同じようなものについて全国で一斉調査をやりまして、それをもとにして発足いたしましたのでございませう。ただ、その後におきまして住所の移動が非常に激しいわけでございますから、住所が移動しましたつど厳格に法定の期間内に届け出されなければならない場合があり得るわけでございます。そのためにずれが出てくるということでございます。私どもの大ざっぱな見当でございませうが、世帯にしまして大体九〇％前後、人口にいたしまして九五％前後は正確ではないかというふうに考えております。

○堀委員　私どもは何も選挙人名簿だけ土台にしてやれということではないのでありますけれども、いまの法務省のお話だけから聞きますと、居住と選挙人名簿というものがかなり一致しておるといふことになりませうから、これをかなり土台として使ひ得るのではないかと申すのであります。私はいまの法律のたてまえの中で疑問と考へますのは、要するにそういう要件を満たすかどうかの問題の場合に、いまは地方自治体側に準証責任があるのではないのですか。

○堀委員　その間、法律にこういう定めがありますから、もし何らかの端緒をつかむことができるならば、処分はできると思うのですが、現状ではその点が非常に不十分である。そこで、この前いろいろと宇野委員との質疑応答も拝見をいたしましたが、この問題の中にはいろいろと制度上のむずかしい問題がありますね。法務省にきていただいておられますから、この住民登録の問題でありますけれども、住民登録は法務省の所管になっておる関係か、どうも地方自治体としては必ずしもその住民登録法の定めるところによつて処理がされておらない部分があるのではないか。この間選挙局長の話では、都

町村におきましては、たとえば基本選挙人名簿の調製の際にはこれを重要な参考資料にするというようにことで利用しているところが多いのでございませう。そういう関係で、これを他の行政事務に利用しておられる市町村におきましては比較的正確にいておりませう。

民登録というものは日本のいまの国民全体の何割くらいはわりに正確なのかというように点が理解できると非常に参考になります。

○平賀政府委員　ごく大ざっぱな数字でございませうが、全国の市町村の大体七〇％くらいが一年に一回一斉調査をやっております。それから、一斉調査の結果明らかになりました実態と、住民登録の住民票の上にあられておられるところとの不一致、これは多いところ少ないところはあるわけですが、多いところと申しまして、そのうち連つておられます。そのうち住民登録を一番最初に実施いたしました際に、ちやうど国勢調査と同じようなものについて全国で一斉調査をやりまして、それをもとにして発足いたしましたのでございませう。ただ、その後におきまして住所の移動が非常に激しいわけでございますから、住所が移動しましたつど厳格に法定の期間内に届け出されなければならない場合があり得るわけでございます。そのためにずれが出てくるということでございます。私どもの大ざっぱな見当でございませうが、世帯にしまして大体九〇％前後、人口にいたしまして九五％前後は正確ではないかというふうに考えております。

○堀委員　私どもは何も選挙人名簿だけ土台にしてやれということではないのでありますけれども、いまの法務省のお話だけから聞きますと、居住と選挙人名簿というものがかなり一致しておるといふことになりませうから、これをかなり土台として使ひ得るのではないかと申すのであります。私はいまの法律のたてまえの中で疑問と考へますのは、要するにそういう要件を満たすかどうかの問題の場合に、いまは地方自治体側に準証責任があるのではないのですか。

○堀委員　その間、法律にこういう定めがありますから、もし何らかの端緒をつかむことができるならば、処分はできると思うのですが、現状ではその点が非常に不十分である。そこで、この前いろいろと宇野委員との質疑応答も拝見をいたしましたが、この問題の中にはいろいろと制度上のむずかしい問題がありますね。法務省にきていただいておられますから、この住民登録の問題でありますけれども、住民登録は法務省の所管になっておる関係か、どうも地方自治体としては必ずしもその住民登録法の定めるところによつて処理がされておらない部分があるのではないか。この間選挙局長の話では、都

町村におきましては、たとえば基本選挙人名簿の調製の際にはこれを重要な参考資料にするというようにことで利用しているところが多いのでございませう。そういう関係で、これを他の行政事務に利用しておられる市町村におきましては比較的正確にいておりませう。

民登録というものは日本のいまの国民全体の何割くらいはわりに正確なのかというように点が理解できると非常に参考になります。

○平賀政府委員　ごく大ざっぱな数字でございませうが、全国の市町村の大体七〇％くらいが一年に一回一斉調査をやっております。それから、一斉調査の結果明らかになりました実態と、住民登録の住民票の上にあられておられるところとの不一致、これは多いところ少ないところはあるわけですが、多いところと申しまして、そのうち連つておられます。そのうち住民登録を一番最初に実施いたしました際に、ちやうど国勢調査と同じようなものについて全国で一斉調査をやりまして、それをもとにして発足いたしましたのでございませう。ただ、その後におきまして住所の移動が非常に激しいわけでございますから、住所が移動しましたつど厳格に法定の期間内に届け出されなければならない場合があり得るわけでございます。そのためにずれが出てくるということでございます。私どもの大ざっぱな見当でございませうが、世帯にしまして大体九〇％前後、人口にいたしまして九五％前後は正確ではないかというふうに考えております。

○堀委員　私どもは何も選挙人名簿だけ土台にしてやれということではないのでありますけれども、いまの法務省のお話だけから聞きますと、居住と選挙人名簿というものがかなり一致しておるといふことになりませうから、これをかなり土台として使ひ得るのではないかと申すのであります。私はいまの法律のたてまえの中で疑問と考へますのは、要するにそういう要件を満たすかどうかの問題の場合に、いまは地方自治体側に準証責任があるのではないのですか。

○平賀政府委員　住民登録につきましては、ただいま御指摘のような欠陥も全然ないわけではございませんが、必ずしも全国正確に守られておるとは申しかねる実情でございます。私どもの承知しております関係では、多くの市

町村におきましては、たとえば基本選挙人名簿の調製の際にはこれを重要な参考資料にするというようにことで利用しているところが多いのでございませう。そういう関係で、これを他の行政事務に利用しておられる市町村におきましては比較的正確にいておりませう。

民登録というものは日本のいまの国民全体の何割くらいはわりに正確なのかというように点が理解できると非常に参考になります。

○平賀政府委員　ごく大ざっぱな数字でございませうが、全国の市町村の大体七〇％くらいが一年に一回一斉調査をやっております。それから、一斉調査の結果明らかになりました実態と、住民登録の住民票の上にあられておられるところとの不一致、これは多いところ少ないところはあるわけですが、多いところと申しまして、そのうち連つておられます。そのうち住民登録を一番最初に実施いたしました際に、ちやうど国勢調査と同じようなものについて全国で一斉調査をやりまして、それをもとにして発足いたしましたのでございませう。ただ、その後におきまして住所の移動が非常に激しいわけでございますから、住所が移動しましたつど厳格に法定の期間内に届け出されなければならない場合があり得るわけでございます。そのためにずれが出てくるということでございます。私どもの大ざっぱな見当でございませうが、世帯にしまして大体九〇％前後、人口にいたしまして九五％前後は正確ではないかというふうに考えております。

○堀委員　私どもは何も選挙人名簿だけ土台にしてやれということではないのでありますけれども、いまの法務省のお話だけから聞きますと、居住と選挙人名簿というものがかなり一致しておるといふことになりませうから、これをかなり土台として使ひ得るのではないかと申すのであります。私はいまの法律のたてまえの中で疑問と考へますのは、要するにそういう要件を満たすかどうかの問題の場合に、いまは地方自治体側に準証責任があるのではないのですか。

ほうからの材料の提供ということも事實上や問題としても、説明としても行なわれるとは思いますが、最終的な判定は選挙管理委員会が行なわなければならない。したがって、住所の認定そのものも本人の申し立てだけに基づくというのではなくて、住所認定を別個に選挙管理委員会としていたしまして、そうして登録をする、こういうことに相なると思ひます。

○堀委員 であるからいまこの問題の一番根本のところはどこにあるかというところになると、要するに選挙責任がみな地方自治体の選挙管理委員会にあっては、能力のないものにそういう選挙責任を求めている制度の体系から問題が出てくるのではないかと。ではなくて、やはり当該選挙人の側に選挙責任があるような法律の体系に改められるならば、この問題は、もうちょっと根本的に解決が前に進むのではないかと思ひますが、その点はあなた方どう考えますか。

○長野政府委員 現在の場合におきましてもそういう判定をいたしまして登録するわけでございますが、御承知のように名簿の縦覧期間というものが必ずございます。これに登録が漏れておる、あるいは登録すべきからざるものが登録されておるといふようなことにつきまして選挙人のほうからの異議の申し立て期間があるわけでありまして、こういう場合には申し立てる理由というものは向こう側に選挙責任があるだろうと思ひます。そこで先生のおっしゃる選挙責任ということでございますが、要するに申し立て者のほうで、これだけの生活の本拠と認められるべき説明なり材料なり資料なりというものをかりに

提供するといたしまして、調査を含めて真証が得られるかどうか、あるいは真証が得られて登録するかどうかというところにつきましては、むしろどうしても選挙管理委員会がその判定をするという行為は一段階としては要るだろう、こういうふうな思ひわけでありまして、かりに選挙管理委員会がそれを登録しなかったという場合に、異議がある者が反論をいたします場合には、それにもかかわらず住所があるんだという証明をしなければならぬということに相なるわけでありまして、そういうふうにごさいます。今度特例法の恒久化に伴いまして補充選挙人名簿の制度の改正をさせていただきますと思ひておるのでございますが、こういう場合におきましては、現在ほそこまでのことが整えられておりませんので、居住を証するような資料、総合判定のために役立つような資料が必要な場合には、いまの申し立てをした、登録申請をした人から取り寄せることができるようにいたしたいと思ひております。

○堀委員 そうするといまはそれはできないのですか。いまでもあなたの方のほうに調査の能力があるから、そのことはそんな法律をそこでそういうふうにごさわなくても現在でもできるじゃないですか。あなたの方のほうで調査してこれをやらなければならぬことになっておるからそれは調査の段階の中に入らないが、いまのように居住を証明するに足るものを提示してくれということは、そうするといまでは言えないのですか。

○長野政府委員 事実問題として行なうことももちろんできると思ひます。いまでもできると思ひます。しかしながら、職権調製とか申請主義というこの区別はございすけれども、それをさらに一歩前進させまして、そういうことは要求できるという根拠を与えて、そのことによりましてその目的が十分に達せられて公正な判定ができやすいというふうなかつこうの整備をいたしたいと思ひております。

○堀委員 基本選挙人名簿のほうは非常に時期が早く調製をされますから、それに対してかけ込み的な措置は比較的少ないのではないかと。やはり問題は補充選挙人名簿のほうにや問題が多いのではないかと感じました。したがって、いまの問題は、法律的に詰めていけば、その選挙責任のあり方の位置で問題が非常に変わってくるのではないかという気がいたします。結局、最終的にその責任が地方自治体の側にあるのだということになるならば、これは自治体として調査ができるだけの人間なり能力を備えさせない限りは、少しぐらいわつてもなかなか問題は解決しないのじゃないかという感じがいたします。

さつきのお話で事実事件になって選挙をされておりますが、法務省のほうにお伺いをいたしますけれども、この検査された者の中でこういうふうなものは、みな起訴をされて何らかの処分がきまつたのでしょうか。多少いまの関係で、さつき私が伺ひまして、警察庁でお答えいただいた範囲に限ってその後の経緯はどうなっておるかお伺ひいたします。

○竹内(憲)政府委員 先ほど警察庁からお話のありました事件が具体的にどうなつたかはちつと統計上申し上げかねますが、たとえば前回の衆議院の選挙におきまして二百三十七条及び二百三十七条の二の不正投票の項目の統計を見ますと、十八人受理いたしました。七人起訴し、一人が起訴猶予、二人がその他の不起訴というふうなことにしるされておるようでありまして、あとは住所地に移送したりなんかして、最終的にはどこへいってどういふふうに処分されておりますか、統計ではちつとわかりません。

○堀委員 そこで、いまの選挙人でない者が投票したということが皆さんのほうで確定してきまして、これは裁判によって確定することになるので、選挙の無効の問題があとで必ず出てくるという関係になると思ひます。そこで自治省のほうにお伺いをいたしますけれども、いまのような経過で、いまお話しのは三十五年の選挙の場合です。それから三十五年のときの総選挙の中で七人は選挙人でない者が投票をした、あるいは投票が偽造されたということになっておると思ひますが、これについてはそういう無効の問題が起きてないのですか。

○長野政府委員 選挙人でない者が投票したということに基づく選挙争訟でございますが、いま聞いておりますと、それを理由にした選挙争訟というものは出ていないようでございます。○堀委員 実はこの問題は不当な選挙ですから、正当な選挙でなくなつておるわけですから、無効の訴訟がなされる、もし一名でも選挙人でない者が投票しておつたということになると、たしかいまの選挙法では無効になり得るのじゃないですか。

○長野政府委員 公職選挙法に規定がございまして、いわゆる選挙人でない者の投票は法律的には無効でございます。その無効な投票が入つております場合には、潜在無効票というのでございまして、それについての措置といひます。もちろんそれは当選訴訟の原因になります。その当選訴訟につきましては、だれにその無効票が入つたかということははっきりしないわけでありまして、したがって、その無効と思はれる票がございした場合にその票を、いろいろ得票されておる方があるわけでございますが、得票者の得票数の中から案分して差し引くということにいまの規定としてはなつておるわけでありまして。

○堀委員 そういふ程度のことであれば、おそろくなかなかその経過をたどつて訴訟を起こすことにならぬと思ひますけれども、やはりこれまで私どもが聞いております範囲では、かなり多数の者が行なつておつてもわからないうという例があるのじゃないかというふうな感じがするわけでありまして。そこで、きょうは警察庁と法務省にお越しをいたしておりますから、こういう選挙権のない者が投票をするというところを、皆さんの取り締まりの側からなくするということのために、一体どういう措置が設けられることが、取り締まる側として一番処置しやすいかという点をちつとお答えをいたしたいのです。おのおのひつつ取り締まりの立場に應じてお答えいただきた。

○日原政府委員 お話の御趣旨がどういふ趣旨かちつとわかりかねたのですが、こういうようなことを防止する

お話をいたしましたけれども、たしかいまの選挙法では無効になり得るのじゃないですか。

ような意味での措置ということになり
ましようか、ちょっとその点……。

○堀委員 実は防止したいわけですが、
防止したいわけですが、実は私

もいろいろ調べてみましたが、防止す
るために一番いいのは、選挙管理委員

会の事務局に人間をもっとふやして、
もっと正確な名簿をきつとして、点

検すれば予防できるわけですが、なか
なかそういうふうな実情に至らないも

のですから、そうすると、多少一罰百
戒といえますか、何かの部分が改正を

されれば、そういうことをしたら捜査
当局として比較的それがわかりやすい

ということですね、要するに摘発を可
能ならしめる何らかの道がちょっと開

かれておるとすれば、そういうことを
やったらこれは処分されるということ

になって、そういうことはしなくなる
という側面が一つあるのではないかと

だから本筋としてはそういうほうから
やるのが適当だとは思いませんか

も、現実の問題として見ると、さっき
私が申し上げたように、いまの状態の

ままではあなたの方のほうで捜査を――
法律に罰則があるから、それに違反し

た者があつたならば訴訟をされるのが
適当ですけれども、それはいいっても

いまの状態では端緒がなければならな
いから、どこかにそういう

何かの規定があれば、それに基づいて
そういう訴訟をして、そういうことを

なくすることができるようになるかど
うか。問題としてはちょっとしる向

きになるという感じはいたしますけれ
ども、そういう何らかの方法はないも

のかというのを伺っておきます。

○日原政府委員 私どもの議論の中
で、いままでその点議論したことがな

いのでよく検討しておりませんが、こ
の前大阪で大量の二重登録があつて、
そして、それは選挙管理委員会の調査

で発見できて、それで大部分抹消して
不正投票を防止したことがあるわけ

です。根本的には選挙管理委員会の段階
でチェックができれば――それを通つ

てしまつてから私どもの調査というこ
とになりますと、これは私も全部調

べるわけにもいかぬものから、なか
なかなむずかしいことになるのではな

いか。やはり選挙管理委員会の段階で
防止できるような措置があればという

ふうに考えるわけでありまして。

○堀委員 そうすると、やはり自治省
のことになるのですが、自治省として

は、これは法案が出ていないいま、そ
の議論をしてもおかしいのですけれど

も、これまでの経緯の話からすると、
補充選挙人名簿の措置だけで、大体当

面はかなりいけるとい判断でしょう
か。

○長野政府委員 法律上の規定の整備
という点からは、当面補充選挙人名簿

の扱いに改善を加えることを考えさせ
ていただきたいというふうに思つてお

ります。ただ問題は補充選挙人名簿
だけにどまらな。むしろ名簿調製

の際にしまつての取り扱いなり、関係者
の基本的な考え方、態度、そういうも

のを厳密に反省を加えて、そして、そ
うして名簿調製の際にの取り扱いの方

法、要領なりというものを、考え方を
改めていくというのを考えたいと思

うわけでありまして。したがっていま
先ほど申し上げましたように法改正と

して私どもがお願いしたいと思いま
すのは、さしあたっては補充選挙人名簿

には基本選挙人名簿の調製そのものか
ら、調製のしかたなり何なりについて
十分な指導を加えていきたいと思つて

おります。同時に、お話のように、そ
ういうことになりますと相当人も要る

し、経費もかかるし、時間もかかる
じゃないかということがございます。

しかし、基本選挙人名簿の調製につ
きましては、毎年一定の期間に、その間

に選挙があつたりするといふあり
ますけれども、一定の期間に相当の期

間をかけてやる時間的余裕もかなりあ
るわけでありまして。大都市では多少困

難はあると思いますが、補充選挙人名
簿につきましても、選挙に際しまして

そういう名簿をつくる場合、いわばど
さくさくと言つてはおかしうございま

すが、ややそういう面がある。そこ
で、いままでは名簿登録申請期間に

限つて登録申請というものが行なわれ
ることになっておりましたが、これを

今何と改めまして、登録の申し出
というものはいつでもできるようにい

たしまして、たとえばその本人が移動
をしまつて、そういうときに必ず一

回くらいは役場その他にも出向いて
くこともあると思ひますけれども、そ

ういふ場合に登録の申し出もできる。
そうしていきますと、選挙に際しての

混雑が幾ぶんでも救われるだろうと思
ひますし、また同時に非常に前から準

備ができる、また選挙人にとりまして
もいつでも申し出ができるんだという

ことのほうがはるかに改善されるの
じゃないかというのを考えまして、

そういうふうな改善をはからしめて
きた。これにいたしましては財源措置

の他の問題も出てくると思ひますが、

いま関係の当局とも、実は自治省の中
でも、そういうものにつきましてもで
きるだけ考えられる方法はないかとい

うことで相談をいたしております。何
とかそういうことをいたしまして名簿

の正しい調製ということに努力をして
もらふようにこれから進めてまいりた

い、こう考えております。

○堀委員 選挙法で見ると、この前も
宇野委員が触れられておりますけれ

ども、衆議院、参議院の選挙だけは選挙
法の中では居住についての条件も何

もないんですね。それで基本選挙人名
簿のほうにだけ――要するに補充選挙

人名簿には三カ月云々とありますけれ
ども、しかし、たてまえては日本

国民であつて年齢満二十年以上の者は
衆議院、参議院の選挙権を有するとい

うような非常に簡単な規定だけになつ
ていふんです。これらについては、法

律の体系として見て、いまのような
いろいろな問題が起るとすればこのま

までいかどうか、ちょっと私この点
については疑義がある。というのは、

片一方のほうは、地方選挙のほうは三
カ月居住ということが書いてあつて、

こつちはそういう居住の条件がない。
だから、ないといふと、それを片一方の

補充選挙人名簿のほうで規定をしたら
するといふことが法律上どうなのかと

いう気もするのです。これは法律の体
系としては、ここにもやはり、投票権と

いうか、こつちで見れば、日本の中
に三カ月以上どこかに居住してゐると

かなんとかといふことがあつてもいい
んじゃないかと思ふんです。昔は何か

一年だったか、半年だったか、あつた
時代があつたと思うのですが、それが

だんだん改正をされて今日に至つてお

るように私記憶しておるのです。大正
十何年でしたか、前は一年か半年か居
住していなければ選挙権がないという

時代があつたように記憶しておるん
ですが、その点はどうなんですか。

○長野政府委員 国の選挙につきま
しては、いまのお話のように「日本国民

で年齢満二十年以上」ということで選
挙権が、欠格事項は別といたしまし

て、あるわけでありまして。それから地
方団体の選挙につきましても、沿革的

にも、地域的な居住という事実上重点
を多少置きまして、要するにその地域

社会と密接な生活関係にある、地方団
体についての様子といふことが、実情

といふものも相当わかつてゐるとい
うような、住民としての結びつきとい

うのを考えてゐる。そうして、そこに
居住要件といふものは、それに時間的

な要素を加へる、こういうのがずつと
従来からの沿革なのでございまして。

で、おつしやいますように、前はこ
の期間が長かつたように私も記憶して

おります。それがだんだん短くなりま
して、たしか六カ月からいまの三カ月

というようにだんだん短くなつてゐる。
これはやはり少しも多くの選挙権を早

く行使させるといふことに重点を置き
まして、いまの三カ月というこ

になつてきたと思ひます。ただ、選挙権の
要件といたしましては、地方団体のほ

うは三カ月の居住要件が選挙権の要件
になつております。国のほうは年齢だ

けが要件になつております。しかしな
がら、名簿の調製につきましても、補充

選挙人名簿だけではございまして、基本
選挙人名簿につきましても引き続

き三カ月以来その市町村の区域内に住
所を有する者の選挙資格を調査し、基

わけです。その点はどうか。それは別に憲法と法律が同じであつたていいけれども、四十四条は「選挙人の資格は、法律でこれを定める。」とまで書いておるのですから、私は選挙人の資格というのは、やはりいまの選挙権というものの規定につながつておるのじゃないかと、こう理解してゐるのですが……。

○長野政府委員 国の選挙権につきまして一定の住所要件というよりなものを考えるべきかどうかということになれば、どうもやはり、お話がございしますが、現在のような選挙権の要件というところは一つの考え方であつて、なるべく広く考えるべきでありましょうし、保障するというたてまえからいまして、いまの二十歳以上の者は選挙権を有するということはやはりそれでいいのじゃないかという気がするわけでございます。それから先ほど申し上げましたように、国の選挙でありまして、住所を移動いたしましたとしても、そのところに載つておるところでは当然投票権が行使し得るわけでございます。したがつて、実際問題としていたしまして、国の選挙の場合には住所要件というものにそれほどこだわらないう選挙に臨める、投票権を行使できるといふことがござつておるわけでありまして、ただ地方の場合には、地域性といふものがある、そういう地域団体との結びつきといふものを考えまして、それをなるべく短くして、いまの三ヶ月といふことになつておるのでありますから、実質的にはまた名簿調製の技術的な問題もございましょう。住所判定その他のいろいろな基礎資料を整へるに十分であるかという問題

はありますが、そういう問題もございまして、この三ヶ月といふものが同時に名簿調製のときの登録の要件になつておるといふことだと思ひます。そこで、初めは広げておいて、入り口を押えておるではないか、そういう名簿調製という技術上の理由で押えておるような感じがするのではないかと、御意見でございますが、そういうことも全然ないとも中せませんが、やはりたてまえが国の選挙の場合と地方の選挙の場合と違ふということ、現実には違つた行使ができるということ、一応の御説明にならないか、同時に名簿調製の技術としての三ヶ月といふものと地方の公共団体の三ヶ月といふものと必ずしもそれだから合したとかどうかといふこととやなくて、これは調製の技術としての三ヶ月といふものが別に要つたんだ、こういうことではないだろうか、こう考へていかなうかならぬじゃないだろうかといふふうに思つてゐるわけでございます。

○堀委員 そこで、もうお時間も過ぎましたから、そろそろおしまひのほうにいたしますけれども、いま虚偽の登録が行なわれておるとしますね。しかし、選挙権は行使をしていなければ、二百三十六条のほうでは、もしわかつたらこの処分ができることになりましてね。虚偽の方法をもつて選挙人名簿に登録された者あるいは虚偽の宣言をした者は、二千五百円以下の罰金に処する、こういうことになつておるのであります。いまから選挙人名簿をつくり直していく中で、現在のものについてそれをどう判断するかということですね。まあ補充人名簿の場合にはさつきいろいろ話をしましたから、提出しなさいといふことになるのでしようが、たとえば東京都のようなところで今度の基本選挙人名簿をこの九月十五日現在についてつくることに、要するにそこに住んでおることになつておれば実際の登録がされる。ところが、その住んでおることとを判定するのは、さうすると一体どうやって判定するのであるか。そのところをもう少し具体的に聞いておかないと、もう来年選挙があればいまごろからいろいろあれがされておる。実際の居住は別ですよ。民法上にいうようないわゆる居住の具体的な要件というものは別途にあつて、しかし、ここにおりますといふことがうだうだで処理がされておる場合、その居住といふことをあなたの方のほうではどの範囲で認定をするのか。

○長野政府委員 先ほどもちよつと申し上げたときに触れたかと思ひますが、従来の名簿がずっと続いておりまして、その名簿と、新しくことしの九月十五日現在でいうのでつくりまして、基本選挙人名簿といふものは、法律的にも何ら関係はないわけですね。したがつて、名簿調製をいたします場合には、あらためて全部の住所要件といひますか、そういうものは調査をいたしまして、確認をして新しく名簿に載せるといふのが法律上のたてまえであります。しかしながら、実際問題としていたしまして、たとえば東京都なら東京都のある区の選挙管理委員会が、従来から正しいものとして載せてきた補充選挙人名簿や昨年の基本選挙人名簿といふものにつぎまして、それをもう一べん洗い直すといふことまで全部やり切るかどうかという問題になりますと、それを重要な、あるいは場合によつて

は唯一の参考資料にいたしました、引き写しをしてしまふのが実態ではないだらうかという疑問が残るかと思ひますが、確かにそういう傾向といふものは、実際問題としては起こり得るものであるという感じはいたします。しかしながら、法律的には全く新たに九月十五日現在で名簿をつくるわけでございます。私もさういふから申し上げておきますのは、そういういままでの慣例的な扱いがかりにあるといひまして、それを排除いたしませんと、いままで非常に厳密な態度でなくて、かりにやまやま載せておるものをそのまま載せるといふことが起こり得ることをぜひ避けたいと思つておるわけでございます。現在の選挙人名簿につぎまして住所が移動いたしましたり、あるいはそのうちに死亡したとか、あるいは死亡したといふような場合もございしますが、そういうものにつぎましては選挙人名簿を自身に付せんをつけて、付せん整理をいたしまして、現実には合うようにはいたしておるわけでありまして。しかしながら、そこでそういう慣例的な扱いがかりにあるようなことがあつては事実上反する名簿が作製される結果になりますから、それにつぎましてはそういうことにおちいらないように、補充選挙人名簿の系統その他を改正させていただきます際に、基本選挙人名簿に問題が残ることを非常に心配いたしますので、取り扱いその他について新しい運営方法といふものを十分に徹底させていきたいと思つております。

○堀委員 いまの問題は、ともかく皆さんが今後一べんやられてからでない

とわかりませんから、これは新しい法改正の際に議論をされることでありますから、こゝまでにしておきます。

あと、二、三、大臣にお伺ひしておきます。この前も私は総理大臣に伺つたのですけれども、政治資金規正の問題について、実は前回一部、まことに私どもは十分だと思ひますけれども、法改正がなされたことがあつたわけですが、今後引き続き、あいつが府の側として、この問題について答申をもつては、検討を進める意思があるのかないのか、あつたとしてもだめだからといつてたな上げておいて知らぬ顔をしておるのか、あるいはそれはそれなりに現在の段階としては答申そのもののような法制化はできないにしても、現在で可能な範囲におけるいろいろ答申の趣旨を生かした法改正を検討する意思があるのかないのか、その点をちよつと承つておきたいと思ひます。

○赤澤国務大臣 前同、総理大臣がどういふ御答申を申し上げたか存じませんが、御案内のとおり保守党内でいろいろな脱皮しなければならぬ問題があることを率直に認めて、さうして、御承知の党近代化のために一つの調査会までつゞいて、一生懸命でやつておるわけでございます。この選挙資金の扱い方で、やはり選挙自体が腐敗する問題も当然大きくあるわけでございますので、この問題はわれわれといたしましては早急に公正な方法を見つつけ出さなければならぬと思つております。もちろん政府でも自民党と同じで、そういう立法を早急に進めなければならぬと思

えております。先ほど申しましたように、答申にも第二の1、2、3と、大体大筋だけはちよつと列記されてありますけれども、これを法制化するとなると、なかなか問題もございまして、しかし、答申は無視するわけではない、次の審議会の段階におきましてもさらにこの問題を検討して、具体的な結論もいただきたいと思います。次第でございます。

○堀委員 いまの、また次の審議会で検討してもらいたいというお話であります。実は審議会はもう二回におつたて同じことを答申をしておるわけですね。ですから、もうこれについて審議会が同じことを今後やるとはわれわれは考えられないわけですね。そこで、私どもとしては、当然政府がこれまでの段階に應じた何らかの意思表示をもうしなればならぬ段階にきておる、二回も確認をしておることであり、また、いま皆さんのほうの党内としていろいろ御検討になっておるといふ点もわれわれも新聞紙上等で拝見をしておりますけれども、実はこの政治資金の届け出の資料を見ますと、一件当たり五百万円ずつ出しておるといふようなものが相当たくさんあるわけですね。十万円、二十万円、五十万円くらいの単位で出しておるのなら私どもも現状の中ではある程度やむを得ない問題もあるかと思ひますが、一番大きいのは、私がこれまで見た中で一千万円という単位があります。それでなくても五百万円という単位で寄付金を出しておるものが相当たくさんあります。そこで、政治資金規正の問題について、個人の寄付に限るという答申が、いま出ておりますが、政府としては、

そこまではいかない、しかし、少なくとも営利会社であるものが、ともかく、それも五百万円ただ一カ所に出しておるといふなら話はまだわかる。実はその出しているようなところを調べてみると、まあ皆さんのほうの派閥の中にもけつこうおつき合いとしてどこかえ五百万円出したらこへも五百万円、こへも五百万円というやつで出ておるのがかなりあるんですね。こういうようなことは私はまことに適當でないというふうに考えるので、少なくとも金額の制限等について、それが幾らであるのが適當であるかは別個としても、常識で考えれば、営利会社が五百万円単位でどこへ政治資金を寄付しておるなどということは、この前の八幡製鉄の裁判等もありましたように、まことに適正を欠く、こう思うのですが、この問題について少し何らかのそういう意味の検討を進める意思があるのかどうか。もう選挙制度審議会は二回にわたつて出しているのだから、さらにそこでひとつおやりください。などというところで政府は済まないと思ひます。選挙制度審議会設置法に明らに答申を尊重するということになつておりますから、その尊重のしかたはいろいろありましようけれども、無視をしていいとは思ひてないのですから。その点はいかがですか。

○赤澤国務大臣 次の審議会にまたお願いすると申しましたのは、ただ個人に限つて、会社、組合はいけないといふたようなきつめて簡単な表示で第一次審議会の答申を再確認するといふふうなことでは一番は結んでございませう。こういふ問題は審議会の一回、二回とも統いて議論のあつたところでも

もございませうし、私どもも堀委員の御指摘になるような点は反省の一番の問題になつてゐる点でございませう。党内でもわれわれのほうでは始終この問題について議論を重ねておるわけでございますが、しかしながら、方向として堀委員が指摘されたとおし、まずか答申が示しておる形で前向きな姿勢で早い機会にこつた問題に善処したいと考えております。

○堀委員 善処するということは、私がちよつといふま触れましたようなあり方で、もちろんそれはいきなり個人に限れないと思ひます。政府としては法人段階においても金額等の規制を一つ——おたくの党内にたしか出ておつたと思ひますが、金額等の規制もする、そういう問題として検討を進めていただくというふうな理解をしてよろしうございませうか。

○赤澤国務大臣 そのとおりでございます。

○堀委員 それからもう一つ伺つておきたいのは、本年はイギリスで実は総選挙が行なわれることが予想されております。私が早川さんに質問いたしました昨年のときに、イギリス等における総選挙もあるもので、これらについて視察等のための予算をひとつ組んでおきたい、要求をしたい、こういうふうな御答申が実はあつたのですが、この問題については、選挙制度審議会のほうに予算が組まれておるのか、国会から当委員会のほうの者が視察に行けるような予算が組まれておるのか、それらの点について説明してください。

○赤澤国務大臣 その点は私も以前から承知しておつたわけですが、予算的に片費の中に組んであるようござい

ざいます。しかし、実際は、この審議会の委員の方々に、ぜひ間に合うように審議会を構成いたしまして、そしてイギリスの総選挙はぜひ調査していただきたい、かように思ひます。

○堀委員 その次に、参議院のアンパランスは正の問題というのが実はこの次にあるわけですね。いまは私間に合わないと思ひます。これから審議会がいろいろ答申をされても、来年の参議院の地方区に間に合わせるということですが、これまたやや困難があるかと思ひますが、少なくとも、政府としては、この次の次に行なわれる参議院の選挙に際しては地方区の定数は正は行なうという方針で今後この問題に取り組まれるかどうか、その点もちよつと伺いたい。

○赤澤国務大臣 やはり参議院とて別ではありませんで、アンパランスは是正されるべきものだと思ひます。おそろく、察するのには、この審議会がおくれていますのは、衆議院と違つて複数投票でいくわけですね。三年交代でやるわけですから、そういった点で、いろいろ議論の過程を通じて、なかなかやりにくいといったような御判断でもあつたのではないかと想像するわけでございますが、にもかからず、やはり人口のアンパランスというものは無視できぬわけでございます。それから、おそろく審議会は、堀委員の御指摘になつた方向で結論を出していただけるものと考えております。

○堀委員 そういふふうに審議会におまかせになる前に、実は審議会に対して政府は諸問ができるわけですね。ですから私は、少なくともやはりこの段階

にくれば、いつお始めになるのか、その点もいまから伺ひますけれども、審議会をいつから発足させて、一体そこに対してそういう諸問をなさるのか。特にこの問題はやはりアンパランスの是正といひますが、そういうことではないと、またこれが漸次増加というふうなことでは、われわれとしては納得がでないわけでありませうので、その点含めて次の審議会に諸問をなさるかどう

その点と、それからさっきのお話だと、この法律案が上がつたら審議会をつくるというふうなお話がちよつとありましたけれども、私は、これは非常におかしなことで、ちよつと納得がでないのですが、そんなことにかかわりなく、審議会はある一つのめどを持ってこれは委員を任命なさるのが適當だと思ひますけれども、その点と、二点をちよつとお答へ願ひたい。

○赤澤国務大臣 この審議会の発足のことで、先ほど、この間の答申がまだもたもたここで議論しておるのに、また第三次審議会をというのとはどうかと思つたことを申し上げましたけれども、しかし、任期は明らかに去年の暮れ切れておるわけですから、これは間隙を置くということとは私もよくないと思ひます。しかし、こゝでまいりましたので、少なくとも来月の中旬ごろまでには審議会を発足していただく、かように思つております。

それからもう一つ、参議院のアンパランスの問題ですが、この間の答申自体にも、五番目に「参議院議員の定数不均衡是正措置についても、今後において引き続き審議を尽くすこととした」といふふうな結んであるわけ

○堀委員 最後に、実は審議会の皆さんに今後お願いをしていた場合、特に、特にお願いをいたしておきたいのは、第一次選挙制度審議会に比べて第二次選挙制度審議会は、日程の関係等もあったかも知りませんが、いざ、実は御出席状態も必ずしも良好ではなかったわけですか。このことは、第一次審議会はいろいろな——第一次審議会は非常に御出席がよかったです。が、その答申に対する政府のあり方について大きな批判が出まして、そのことが私は非常に影響しておったのではないかという私なりの判断をしておるわけですか。そこでやはり審議会の皆さんにお願いをしたぐに際しては、

政府が審議会の答申その他についてもっと誠意をもってやるという姿勢がなければ、おざなりな審議会なら、われわれ忙しいのだから、もうあまり出てもしかたがないというようなことになったのでは、審議会を設置しておることが、国民に対しての義務を果たすことにならないのではないかと、うふうに考えますので、少なくとも、次回の選挙制度審議会が開かれるに際しては、総理大臣みずからやはり出席をしていただき、そこで政府としての姿勢をこの審議会の委員の皆さんに明らかにするくらいな熱意を持ってこれを再発足していただかないと、またもや低調なかつこうになったということでは私は困ると思いますから、そのこ

メンバーで継続してやっていただきたい。にもかかわらず、どうしても出るのがいやだとおっしゃる方には、やはりどういいうわけですかということもお尋ねしなければなりませんし、礼も尽くさなければならぬと思います。にもかかわらず、忙しくてとおっしゃる方があれば、やはりやむを得ませんから、他の方にかわっていただかなければならぬこともあるかとも思います。けれども、しかしながら、いまだで欠席がちの方は、いま申し上げたように、礼を尽くして、この問題に取り組んでいただくようにしたい、かように考えておる次第でございます。

○小泉委員長　山下榮三君。

○山下委員　赤澤自治大臣に二、三お伺いしたいと思うのであります。相当時間もたったようでございますから、できるだけ要点だけを申し上げます。して、いずれ具体的なことは次の機会に譲りたいと思うのであります。

置として提案された理由は一体どこにあるのか、その理由を伺いたいと思うのであります。

○赤澤国務大臣　御案内のとおりに審議会もあれで終わったわけではないのでございまして、ずっと引き続いて三、四、五次という形になると思っておりますが、この前の答申をごらんになってもおわかりになりますとおりに、答申自体が定数は正もまだ検討の途中である。したがって「差し当たって」とか「暫定的措置として」云々といったような表現をしておりますことは、やはりこういう問題も、根本的に最終的な結論として今回の答申をしたのではないという意味と私たちは考えておりますので、きまったものは暫定措置だということにしないでもいいではないかというふうにお考えかも知かりませんけれども、一応そういう措置をとらせていただいたわけでございます。

を引いて、先進国は区制はこういうふうになつておりますので、選挙制度審議会のはうでもそういう方向をたどるのではないでしようかということを申し上げたのが、ちょっと問題になつたわけでございますけれども、私どもが区制はこうしなければならぬということをここで申し上げるわけにはまいりません。しかしながら、審議会の考え方の方向をたずねてみますと、私どもの想像では、次の段階ではやはり区制の問題にお移りになるのではないかと、いうふうに考えられるわけでございまして、この間、総理大臣が答へましたとおり、政府としては、こうあるべきだとか、これが望ましいということとは決して考えておられない次第でございます。

○山下委員 この前も総理にもちよつと伺つたのですが、選挙制度にはいろいろな制度がございます。小選挙区、中選挙区、大選挙区あるいは比例代表

○赤澤國務大臣 選挙制度審議会の委員は、御案内のとおりに非常に忙しい方々でございます。日本でもトップ・レベルの方々ばかりでございます。それでおしまいに至るほど先細りになって欠席者が多かったということもよく承知をしておるわけでございますが、その原因が政府のこの審議会におけるこの問題を扱う態度いかんにかかっておったかどうかということは別といたしまして、私どもはやはりこの態度を、改めるべきものがあれば改めまして、いままで欠席がちであった方々にも一応お願いしなければならぬ。私は大体根本的に、第三次の審議会のメンバーをがらりとかえるなどということは毛頭考えておりませんので、やはり同じ

まづ最初に伺いたいと思いますことは、今回提案になりました衆議院議員の定数アンバランス是正についての提案は、まあいろいろ不備な点もございませうけれども、一応われわれはこれを了としたしておるのであります。ところがこの提案の方法についていささか伺いたいと思うのであります。

過般、長野政府委員のほうに伺ったのでございますが、少し要領を得ない点等がございましたので、重ねて大臣に伺ってみたい、こう思うのであります。

その第一は、定数を是正をするということは、別表を改正しなければならぬということにならなければならぬと思うのにもかかわらず、これを暫定措

○山下委員　いま大臣のおっしゃるような前提があるのなら、あるいは明後年に控へました国勢調査に基づいて衆議院議員の定数は正が根本的に行なわれる、あるいは先ほどもお話になりました参議院議員の地方区等のアンバランスも原則的に是正が行なわれる、こういう一つの前提の上に立たなければ、暫定措置ということとは言えないと私は思うのであります。そういう処置をとるという確たる政府の方針があるのかどうか、その辺が明らかにならないことには、暫定措置ということは出てこないはずだと思ふのであります。そのお考えは一体那边にあるのでしょうか伺いたい。

○赤澤国務大臣　この前私が外国の例

制、西ドイツ等が採用いたしておりますところの一人一區半分は比例代表制というような制度がありまして、いろいろの議論があると思うのであります。私は、先ほどもお話がありましたように、選挙制度審議会に政府がいろいろ諮問をされる場合は、やはり審議会といえども政府の諮問に対して一つの答申をするわけですから、政府は政府としての諮問の方法があらうと思うのであります。ただ簡単に選挙制度を変えようということのばく然たる諮問では答申のしようがないのではないかと思うのであります。が、一体、次に来たるべき大改革を試みておられる政府の選挙制度の区制の改正というものは、いかなるものを理想とし、いかな

るものを構想しておられるか、その辺を明らかにされ、さらに審議会にどういふ諮問をされる方針を持っておられるのか伺いたいと思うのであります。

○赤澤国務大臣 政府の方針で特に方向を示してこれについて答申をしてはいいというところは適切ではないのではないかと私は考える次第でございます。この前の政府の諮問は、「選挙制度審議会設置法第二十一条各号に掲げる事項に關し、選挙の公明化をはかるための方策を具体的に示されたい。」これは簡単ですけれども、では設置法二条一項の各号というのは何かといえども、お手元にあるとおりでしょうけれども、かなり具体的に載っておられるわけでございまして、それを大ざっぱといえは大き過ぎますが、そういう形で諮問をしておるわけでございまして、なお選挙の区制の問題とかあるいは定数改正の問題とか、具体的に問題を提案して答える求めることは私は適切でないと考えます次第でございます。

○山下委員 それではさらに伺いたいと思ふのですが、この前の答申の中には「御承知のごとく衆議院の選挙区で行政区がまたがったところがあります。たとえば京都市であるとか北九州市であるとかいうような市のように選挙区が二つの行政区にまたがっておりますのはできるだけ統合すべきである」という答申が行なわれておるようですが、この答申の三のところに「分合に關する取扱ひ」という項目で答申が行なわれて

おるわけですが、こういう分合は、単に分合されたところでなくして、それ自体が周囲に大きく響くわけでございまして、今回はこういう措置をとったわけでございまして。

○山下委員 そうすると、これもまた先ほどのごとく、暫定的であるからこれには手をつけなかった、こういうことと解釈していいのですか。

○赤澤国務大臣 そのとおりでございます。

○山下委員 それではさらに伺いますけれども、これも過般総理にもちよつと伺ったのですが、奄美大島の特別区というものは、御承知のとおり昭和十八年の日本復帰と同時に特別区を設けて衆議院の選挙を行なわれたのであります。そのときの自治庁長官の塚田さんは、国会で、来たるべき次の選挙法改正期にはこれを本法に直し、鹿児島県第三区の選挙区にするとこう言明されておるのであります。今度提案されたこの法案を見ても、これが暫定的ではなく、今後は恒久化されてまいっておるのであります。これは塚田さんの言明からいたしますならば、今回は鹿児島県第三区に編入されるのが当然過ぎるほど当然ではなからうか、こう思うのであります。これをそのままにして、特別区として一人一区の区を設けられたというところは、旧来の概念である中選挙区定員三名から最高五名という線がここできくずれ

るのですが、これは一体、大臣いかようにお考えでしょうか。

○赤澤国務大臣 御指摘のとおりでございます。大体中選挙区は日本では三名ないし五名、それでこの答申にも

その方針を貫くということが出ておるわけでございます。ですからこういう一人一区のところがあるということとは、将来区制が改正された場合にどういふふうになるか存じませんけれども、しかしながら少なくとも中選挙区のたてまえを貫く上におきましては全く御指摘のとおりであると思ひます。しかし、先ほどから申し上げますとおりに、お手元の法文にも書いておりますとおりに、これは当分の間は一人一人とするというふうに特に書いたわけでございます。あくまで暫定措置としてやったのですというところをこへはつきり書いてあるわけでございます。が、将来の問題については御指摘のとおりであると私は考えます。

○山下委員 当分の間あるいは暫定措置というのは先ほどから聞くことはですが、これはおそらく二十八年に復帰したときから、当分の間、暫定措置、こういうことでございまして、今度の改正のようなときにはやはり政府が中選挙区を貫いていこうと思われ

るならば、これは鹿児島県第三区に編入するのが当然である。しかし、それをされたのは、いわゆる三名から五名という線がくずれてきた、こういうことでありますから、今度の提案されている法案について、あるいは三名ないし五名の線をオーバーしたものをそのままいわれる特例として置いても何ら差しつかえはない、こういうことになるのじやなからうか。その辺いかようにお考えでしょうか。

○赤澤国務大臣 御案内のとおり、今度別表全部をいじったわけではないのでございまして、定数は正という意味で極端にアンバランスのできてお

るところをまず手入れしようということが主体になっておるわけでありまして。特に暫定措置として今回わざわざ奄美大島一人ということにしたわけはございません。この前もそうであつたわけでございますので、まず暫定と言へば、いつまでもかというお気持ちの御発言もわかりませんけれども、今回はそういう措置をとらしていただいたということをお願いいたします。

○山下委員 暫定措置あるいは臨時措置ということでは何か逃げられるようなところになるのですが、こういう改正には、これはぜひ別表を改正するというのが選挙法改正の根本のたてまえではなからうかと私は思うのであります。そのことを、法律を、何でも暫定措置である、あるいは期限を限った時限立法だけということでは片づけていくなら、本法というものの意義がなくなってしまうのであります。私はここに一つの疑義を抱くのであります。十九名という相当大幅な増員でありまして、いかにアンバランスの是正とはい

ないながら、国会議員の十九名の増員というものは、国の運営の上から、また国会構成の上から考えますと相当重要な問題でなければならぬと思ふのであります。これを単なる暫定措置やあるいは臨時措置ということでは考えておれば、法治国家である日本があまりにも法律そのものを軽視する傾向になると私は思うのであります。こういうことに対して一体いかようにお考えでしょうか。

○赤澤国務大臣 本筋は全く仰せのとおりであると思ひます。しかしながら、たびたび申し上げますとおりに、

この審議会はこれで終わったということではなくて、やはり最終段階にいくまでの道のりからいへば、まだ幾らも進んでいない状態ではないかと思ひます。ですから、いまの段階ではこの答申にこういう暫定的な扱いしか結論が出ないんだという答申になつておりますので、政府といたしましては、そういう扱いをしておるわけでござい

ます。

○山下委員 次に伺いたいと思ふのは、過般私は総理に沖縄の問題について伺いましたところが、必ずしも今回の選挙法改正にこだわらないという答弁でございまして、沖縄の新聞の記者の人が私のところに飛んでまいりまして、沖縄ではこの問題を相当重大視して、しかも非常に悲憤をした、こういう報道を持ってきたのであります。これは過般も申し上げましたように、一九六二年の三月十九日ですか、ケネディ大統領が琉球行政改革に關しての声明の中に、琉球は日本国の一部であるという声明が行なわれまして、沖縄島民はもとより、日本民族といたしましてもこの声明には相当深い関心と喜びを持ったはずであると私は思うのであります。私は、こういう機会にそのケネディ大統領のそのことばにこたえるゆえんから考えても、こういう改正のときに定員の割り当てを行なうというのが当然過ぎるほど当然なことではなからぬと思ふのであります。しかも、早川前自治大臣は割り当てを行なう旨の新聞記事をも拝見をいたしました。それが割り当てが行なわれなかつた理由は一体どこにあるのでしょうか。

○赤澤国務大臣 私は、別に理由とい

ふところをまず手入れしようということが主体になっておるわけでありまして。特に暫定措置として今回わざわざ奄美大島一人ということにしたわけはございません。この前もそうであつたわけでございますので、まず暫定と言へば、いつまでもかというお気持ちの御発言もわかりませんけれども、今回はそういう措置をとらしていただいたということをお願いいたします。

○山下委員 暫定措置あるいは臨時措置ということでは何か逃げられるようなところになるのですが、こういう改正には、これはぜひ別表を改正するというのが選挙法改正の根本のたてまえではなからうかと私は思うのであります。そのことを、法律を、何でも暫定措置である、あるいは期限を限った時限立法だけということでは片づけていくなら、本法というものの意義がなくなってしまうのであります。私はここに一つの疑義を抱くのであります。十九名という相当大幅な増員でありまして、いかにアンバランスの是正とはい

ないながら、国会議員の十九名の増員というものは、国の運営の上から、また国会構成の上から考えますと相当重要な問題でなければならぬと思ふのであります。これを単なる暫定措置やあるいは臨時措置ということでは考えておれば、法治国家である日本があまりにも法律そのものを軽視する傾向になると私は思うのであります。こういうことに対して一体いかようにお考えでしょうか。

○赤澤国務大臣 本筋は全く仰せのとおりであると思ひます。しかしながら、たびたび申し上げますとおりに、

この審議会はこれで終わったということではなくて、やはり最終段階にいくまでの道のりからいへば、まだ幾らも進んでいない状態ではないかと思ひます。ですから、いまの段階ではこの答申にこういう暫定的な扱いしか結論が出ないんだという答申になつておりますので、政府といたしましては、そういう扱いをしておるわけでござい

ます。

○山下委員 次に伺いたいと思ふのは、過般私は総理に沖縄の問題について伺いましたところが、必ずしも今回の選挙法改正にこだわらないという答弁でございまして、沖縄の新聞の記者の人が私のところに飛んでまいりまして、沖縄ではこの問題を相当重大視して、しかも非常に悲憤をした、こういう報道を持ってきたのであります。これは過般も申し上げましたように、一九六二年の三月十九日ですか、ケネディ大統領が琉球行政改革に關しての声明の中に、琉球は日本国の一部であるという声明が行なわれまして、沖縄島民はもとより、日本民族といたしましてもこの声明には相当深い関心と喜びを持ったはずであると私は思うのであります。私は、こういう機会にそのケネディ大統領のそのことばにこたえるゆえんから考えても、こういう改正のときに定員の割り当てを行なうというのが当然過ぎるほど当然なことではなからぬと思ふのであります。しかも、早川前自治大臣は割り当てを行なう旨の新聞記事をも拝見をいたしました。それが割り当てが行なわれなかつた理由は一体どこにあるのでしょうか。

○赤澤国務大臣 私は、別に理由とい

ふところをまず手入れしようということが主体になっておるわけでありまして。特に暫定措置として今回わざわざ奄美大島一人ということにしたわけはございません。この前もそうであつたわけでございますので、まず暫定と言へば、いつまでもかというお気持ちの御発言もわかりませんけれども、今回はそういう措置をとらしていただいたということをお願いいたします。

○山下委員 暫定措置あるいは臨時措置ということでは何か逃げられるようなところになるのですが、こういう改正には、これはぜひ別表を改正するというのが選挙法改正の根本のたてまえではなからうかと私は思うのであります。そのことを、法律を、何でも暫定措置である、あるいは期限を限った時限立法だけということでは片づけていくなら、本法というものの意義がなくなってしまうのであります。私はここに一つの疑義を抱くのであります。十九名という相当大幅な増員でありまして、いかにアンバランスの是正とはい

ないながら、国会議員の十九名の増員というものは、国の運営の上から、また国会構成の上から考えますと相当重要な問題でなければならぬと思ふのであります。これを単なる暫定措置やあるいは臨時措置ということでは考えておれば、法治国家である日本があまりにも法律そのものを軽視する傾向になると私は思うのであります。こういうことに対して一体いかようにお考えでしょうか。

○赤澤国務大臣 本筋は全く仰せのとおりであると思ひます。しかしながら、たびたび申し上げますとおりに、

う、そんな深刻なものはないと考えております。ただ、施政権が返還された場合におきましては、定員に四名を加えるということは立法措置できわめて簡単にできることでもあるし、いま選挙が事実できないものを配当したよということだけ言うのもいがかかと思わけてございまして、こういう措置が適当であると考えたと一応答申は出ておりますけれども、私はいま申したいような判断をしております。

○山下委員 しかし、衆議院議員の定数を選挙のあるなしは別として割り当てるといふことは、沖縄七十万島民にとりましては大きな喜びでなければならぬ、こう思うのであります。そのことによつて日本に対する非常な復帰の期待と希望を持って日常生活を送ることができるとわれわれは考えておるのであります。これはぜひそういふうに行なうべきものではなからうか、こう考へて質問をいたしておるのです。が、もう少し島民に対してもあたたかい気持ちのあるお考えを大臣は持つてしかるべきではなからうか、こう思うのであります。もう一度ひとつ答弁を伺つておきたいと思つておるのであります。

○赤澤国務大臣 沖縄は日本の領土でございます。沖縄の島民諸君はまことに気の毒な立場でもございします。で、日本国民としての沖縄島民に対するあたたかい配慮というものはあらゆる手を尽くして私はやらなければならぬと考えておりますが、ただ、選挙ができませんのに、ただ配当が幾らあるよといったようなことだけで沖縄の人たちが非常に喜ぶとも考えられなす。しかしながら、そういうときこそ常時、常時啓発と申しておりますが、公明選挙の運動を十分に国民に徹底さ

げるといふのが沖縄島民に対する親切ではないかと私は考えておる次第であります。

○山下委員 それでは沖縄島民は私は非常に悲観をするであらうと思つてあります。もつと政府は積極的に沖縄島民に対するあたたかい援助の手を差し伸べられるようにひとつ希望をいたしておきたいと思つておるのであります。

次に、今度の選挙法が選挙法の附則、特例として行なわれておるのは、先ほどいろいろ御質疑申し上げて大体了承ができたのでありますが、今後はできるだけこういう附則、特例、臨時措置といふことのないように国の民主政治の基本である選挙法等は行なわれるように、これも希望を申し上げておきたいと思つておるのであります。

最後に伺つておきたいと思つておることは、公明選挙であります。最近、選挙のたびごとに公明選挙の声がやかましいのであります。しかるに、過半数上委員の質問の中にもございしましたように、選挙違反件数は選挙を重ねるたびにふえてまいつておるのであります。公明選挙の実は一つもあがつていないのであります。政府の公明選挙に対するところの指導あるいはそれを援助されておる方法は、一体どういふ方法をおとりになつておるか、ひとつ伺いたいと思つておるのであります。

○長野政府委員 公明選挙につきましても、たとえば本年度について申し上げますと、本年度は地方選挙は各地で相当数ございしますが、国の選挙は一応ないことになつておるわけでありまして、しかしながら、そういうときこそ常時、常時啓発と申しておりますが、公明選挙の運動を十分に国民に徹底さ

せるために府県、市町村段階を通じて話して話し合い活動その他を活発にやっいていきたい。同時に、そのためには話し合いをしてまいりますところの世話役と申しますか、あるいはそういう座長と申しますか、そういうような方々につきましても組織が現在府県や市町村に公明選挙推進協議会というやうな形でありまして、その地域の学識経験者あるいは民間の諸団体の代表者みな参加を願つておるわけでもございまして、そういう方々の運動が活発にできますように、そういう方々が主催される研修会、講習会というやうなものゝ話し合い活動というものとを併用いたしまして行なつていく。同時に、現在全国に四十六カ所公明選挙のモデル地区といふものをつくつております。それをことしはさらに倍にいたしまして、それぞれそういうモデル地区をつくりまして、そして話し合い活動なりそういった方法による公明選挙の徹底なり、いろいろの方法の一つの効果測定その他の判断の材料にもいたしまして、そして府県や市町村の公明選挙運動の推進の一つの実験材料と申しては語弊がございしますが、そういうものをつくつてまいりたい。それから自治省自身といたしましては毎週ラジオ、テレビを通じて公明選挙関係の番組を放送いたしております。そういうやうなことで、選挙に差しかかるといふのいわゆる棄権防止というやうなことを中心にいたしました公明選挙運動だけでございます。平素からの公明選挙運動といふものを、地についた形で、じみではございますけれども、一歩一歩前進させていきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○山下委員 公明選挙の、いま答弁をいたされましたやうなことは、地方においては型どおりばかりのことが行なわれて、その実、効果があがつていないといふのが今日の選挙の実情であると思つておるわけでありまして、これは三重県でしたかどこでしたか、公明選挙推進の中心になつてやらなければならぬといふゆる選挙委員の方々が選挙違反に問われたという新聞報道等もあるものであります。これらに對しまして、これは政府あるいは自治省がもう少し選挙に対する日ごろの啓蒙宣伝等を徹底してまいらなければならぬ、こう私は考えるのであります。最近ややとすると選挙の年だけ、選挙の前だけはなばない講演会とかいろいろな催しが行なわれる、こういうことにしかすぎないといふのが今日までの公明選挙運動のやり方ではないか、こう考えるのであります。むしろ選挙直前よりも、日ごろの啓蒙運動といふことのほうが重大ではないか、かように考えておるのであります。その日ごろの各市町村あるいは府県等の選挙管理委員会に対する啓蒙あるいは宣伝、指導等は、一体どういふことを行なつておるのか。

○赤澤国務大臣 公明選挙運動といふのは実にむずかしいことでして、やつてもやつてもなかなか実効はあがらないでいておることは残念だと思つておる。ただ制度自体に責任のある面もあるかもしれませんので、これは制度審議会のほうで御検討も願つておるわけでございますが、大体ことは選挙があるかないか存じません。しかしながら千万円、十億近い予算を選挙の公明運

動のために使おうと準備はしておるわけでもございまして、ただ、いま局長が申しましたやうなことを毎年毎年繰り返してやつておることは私もとても考えられないわけでもございします。これはただ、政府は決して逃げ隠れはいたしませんけれども、単に取り締まりを強化するとかといふ問題で片づく性質のものではないと思つておるので、皆さんのほうも十分お知恵もあつてございまして、金を使つて、これが一番効果があがつていくことがございしたならば、ぜひお聞かせを願ひたいと思つておる次第でございます。

○山下委員 最後に一言だけ大臣に伺つておきたいと思つておるのであります。大臣の所屬されておる自民党では、知事四選禁止といふことがあらはら新聞報道等で行なわれております。また、かつて藤田自治大臣は、三選禁止なんといふことを言われたこともございします。知事といふ行政官は、相当大幅な権限を持つておる。これが四期にも五期にもわたつて知事をつとめられるといふことは弊害が多いかも知れません。こういうことに対して赤澤大臣はいかやうにお考えでございまして、うか。あるいは法律をもつてこれを禁止するお考えをお持ちであるか、あるいはそれらの用意があるのか、ひとつお聞かせいただきたいと思つておるわけではあります。

○赤澤国務大臣 御案内のとおりわれわれの党でも、この問題についてはかなり真剣に検討が進んでおるやうでございしますが、御指摘になりましたとおり、あまり一人の人が古くなり過ぎると、どうしてもどぶ川の水が腐ると

申しますか、ボーフラがわくと申しますか、えてして一般的には好ましくない事態が起こりがちですけれども、やはり出ておられます知事さんを見ますと、中にはやっぱりこれはりっぱだな、名君だ、ちょっとほかに人がないなというのもあるし、これは少しワンマンだな、もう少し何とかならぬかな、いろいろはた目で見てもおられます感想はあるわけですが、ただ一律にもう四選以上はできないのだということを含め、きめきめと、現段階においてはどうかと考えられるわけでございます。したがって、これは政府として一律に三選、四選以上は立候補できないのだというふうにはいたしませんけれども、私の党内でも、また皆さんのほうでもいろいろな話があるということをお聞きしておりますが、もしそういう方向におきめになるとすれば、これは国会全体におきめになることだ、かように考えております。

○山下委員 いまお話に出ておるのは、大抵知事の三選、四選ということを中心のようですが、その他の市町村長等については、知事は大幅な行政権限があるわけじゃないわけですが、それらについてはいかようにお考えになっておるか。さらに、アメリカにおきましては、州知事が三選禁止されておるところも相当あるやに伺っております。しかしアメリカと日本の知事はほとんど権限が違ふようであります。州によってそれぞれ憲法を持ち、一つの国の体制をなしておるところでございます。したがって、市町村長といふものに対するお考え等を最後にお聞かせをいただきたいと思うのであります。

す。事務当局に対しましては、アメリカの州知事等に対する三選、四選禁止の州が幾つあるか、それらの州の名前と資料をこの次の委員会でお渡ししたい、こう思うのであります。

○赤澤国務大臣 御要求の資料は後の機会に提出をいたします。

私もアメリカの状態を何ほどか知らぬわけではございませんが、ただ、ただいまの問題は、日本は日本独自の立場で考えていかなければだめだ、いまの段階においても、いま御指摘になりましたとおり、私どもの党内でも知事の場合が議論の日程には上っておりますけれども、市町村長に關しましては、これは何も話も出ておりませんし、私もどもいたしまして、そこまでするまで何選禁止とかいったようなことを及ぼすなどということは、夢にも考えておらぬわけでありまして。

○山下委員 これで本日の質問は終わって、いづれ他の機会にその他の問題についてお伺いをいたします。

○小泉委員長 この際、青木正君より発言を求められておりますので、これを許します。青木君。

○青木委員 本委員会が議決されました、現在審議中の公職選挙法の一部改正案の案文は、御承知のごとく選挙区における定数の是正を内容としたものであるものであります。

その内容を拝見いたしますと、東京の一区、また東京の第五区、愛知の第一区、大阪の第一区の各区は六名、それから東京第六区は八名ということに相なっておりますのであります。申し上げるまでもなく、わが国の現在の選挙区

制はいわゆる中選挙区制といわれ、三人ないし五人を採用いたしております。もちろんこの三人ないし五人ということにつきましては理論的根拠はあるわけではございませんが、しかしながら、すでに四十年にわたる慣行として、いわば一つの原則となっておるのであります。したがって、定数は正にありまして望ましいことは、原則たる三人、五人の中選挙区制を貫くということだと存するのであります。

さらにまた、今回の改正案の根拠は、御承知のごとく選挙制度審議会の昨年十月十五日の答申に基礎を置いておるのであります。その審議会の考え方は、答申にもありますように、三人ないし五人区が望ましいことであると述べ、また、分區を適當と考へるが、時間的余裕がないからそのまま提出するといふような立場に立っておるのであります。それを考えますと、六人ないし八人の選挙区は、これを中選挙の従来の慣行どおり、あるいは原則どおりといえますか、三人ないし五人に分けるということのほうが、選挙制度審議会の考え方にも沿うゆえんではないかと存するのであります。

しこうして、今回出されました政府の提案は、政府自身といたしましていろいろ事情もあつたこととございまして、一つは政府の立場といたしまして、答申を尊重するという考え方に立って、今回のような提案をなされたと考えられるのであります。しかしながら、前段申し上げましたように中選挙区原則を貫き、また審議会の意向を尊重するといふ立場からすれば、むしろこの際三人ないし五人に分區することのほうがいいのではない

か、かように考えられるのであります。

しこうして、元来、選挙区制、選挙の区割りという問題は公正な、いわゆる第三者に委任すべきであるという考え方をもつてであり、審議会の答申にもそのことが述べられておるのであります。しかし、政府がすでに答申を尊重いたしまして現在のような案を提案されました以上、むしろ国会側においてこれを区割りすることのほうがはるかに答申の趣旨にも沿い、また日本の選挙制度を守るゆえんではないかと思ふのでございます。もちろん中立の第三者によつて区割りすることは望ましいことであるかもしれませんが、当委員会におきまして各党の方々が参画して区割りといふことの作業をいたすならば、いわゆるゲリマンダーといふような非難も起こらないと私は存するのであります。ある意味においては、政府が区割りするよりは国会審議においてその作業をやることのほうが、かつて世論にもこたえるゆえんではないかと存せられるのであります。

以上のような趣旨によりまして、この際私は動議を提出したいと存じます。

すなわち、ただいま議題となつております公職選挙法の一部を改正する法律案の審議にあたりましては、特に本案第七項に規定する選挙すべき議員の数六人または八人の選挙区に關しましては、小委員会を設けて慎重に検討を加える必要を認める次第であります。

つきましては、小委員五名よりなる選挙区に關する小委員会を設置することといたしまして、小委員及び小委員長

の選任につきましては委員長において指名せられんことを望むものであります。

なお、委員長は小委員会に随時出席して意見を發表できるものといたし、また、同時に、小委員会にオブザーバーの参加を求めることができるものといたしまして、そのオブザーバーも委員長において指名せられんことを望みたいと存じます。

元来この小委員会は、前段申し上げましたような趣旨によりまして各党の参加を求めることが望ましいのであります。しかしながら、小委員会の性格と申しますか、事を処理する上からいたしまして、その数があまりに多くなりましては小委員会本来の目的を達成しがたいのではないかと。ところで従来の国会の慣例によりますと、議員数によりまして理事の数であるとか小委員の数であるとかが定められておるので、そういうことを考えますと小委員の数を少なくせざるを得ない。少なくとも結果として、一部の党の方々の御参加を得られないということになりますといふことが考えられますので、この際オブザーバーの参加も求めて審議を進めるといふやり方のほうが望ましいのではないかと。かように存じまして、そのこともあわせて動議として提出いたす次第であります。

○山下委員 ただいま青木さんから提出されました小委員会設置の動議に対して、わが民社党は反対をいたします。

その理由は、いま伺いますと小委員の員数五名、オブザーバーを一人加える、こういうことは結局中身を申し上げますと、自民三、社会二ということ

で、この際オブザーバーの参加も求めて審議を進めるといふやり方のほうが望ましいのではないかと。かように存じまして、そのこともあわせて動議として提出いたす次第であります。

○山下委員 ただいま青木さんから提出されました小委員会設置の動議に対して、わが民社党は反対をいたします。

になるであろうと想像をいたすのであります。そういたしますと民社党はオブザーバー、こういうことになるのではなからうかと、これが私の予想でございます。各委員会の審議規則というのを見てみましても、小委員会を設置するという規則はありません、どこにもオブザーバーというものの制度を私は見受けることができないのであります。したがって、さようなこととに對しましては反對でございます。したがって自民党と社会党の二大政党だけの小委員会、弱小政党を締め出す結果に私はなるかと思っております。これがすなわちゲリマンダーでなければ何でありましょうか。私はそのような考え方からいたしまして、本区割りの小委員会に對しましては、断固反對せざるを得ないのであります。

ことに、選挙法の中で選挙区割り、民主政治の基礎、基盤をなすものでございまして、あるいは一党一派あるいは二大政党だけで行なうようなものではないと私は考えておるのであります。わが民社党は小なりといえども、衆議院におきまして二十三名、法律案を提出する権利を持っております。参議院におきましても御承知のごとく、法律案を提出する権限を持っております。こういう政党を半分締め出すがごとき行為のもとに選挙区割りを行なうということは、言語道断といわざるを得ないのであります。私は選挙こそは、いかなる政党政派も公正妥当な競争のもとに選挙が行なわれるように行なうことが選挙法であり、選挙区割りでなければならぬと考えておるのであります。かような意味合いからいたしまして、先ほど質問の中にも申し

上げましたように、定員三名ないし五名という中選挙区というのは、奄美大島群島の特別区一名というものが存在する限り、すでにくずれておるのであります。私は、政府が提案したままで何ら支障はないものと考えておるのであります。

かかる理由からいたしまして、本小委員会設置に對しまして、わが党は反對をいたします。

○小泉委員長 他に御発言がなければ、動議について採決いたします。おはかりいたします。

ただいまの青木正君の動議のとおり、小委員五名からなる選挙区に関する小委員会を設け、その小委員及び小委員長は委員長において指名することとするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小泉委員長 起立多数。よって、青木正君の動議のごとく決定いたしました。

小委員には

青木 正君 宇野 宗佑君
渡海元三郎君 加賀田 進君
畑 和君

を指名し、小委員長には青木正君を指名いたします。

なお、今後小委員及び小委員長から辞任の申し出がありました際には、そのつど委員会にはかゝることなく委員長においてこれを決定することとし、また、委員の異動、小委員及び小委員長の辞任に伴う補欠選任につきましても、委員長においてこれを指名することに御一任願っておきたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、お話にありましたオブザーバーの指名につきましては、小委員会において御協議をわすらわした上お知らせいたします。

次回は公報をもってお知らせすることといたし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第四号中正誤

ベシ段 行 誤 正

五 職員選 職業選

六 三 毛 大都市 大都市

五 一 名簿 名簿

八 一 一 一の

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第五号中正誤

ベシ段 行 誤 正

六 二 設置 処置

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第六号中正誤

ベシ段 行 誤 正

一 三 六 い ま

二 一 三 本人で 本人が

昭和三十九年五月四日印刷

昭和三十九年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局